

事前復興まちづくり計画検討のための
ガイドライン

2023年7月

目 次

はじめに 事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン策定の背景と目的	1
序章 本ガイドラインについて	5
1 利用対象	
2 目的	
3 位置づけ	
4 本ガイドラインの構成	
第1章 事前復興まちづくり計画について	10
1 事前復興まちづくり計画とは	
2 事前復興まちづくり計画策定の意義と効果	
3 事前復興まちづくり計画の内容	
4 市町村が定める防災に関する諸計画との関係	
5 事前復興まちづくり計画の活用の考え方	
第2章 事前復興まちづくり計画の検討の進め方	22
1 検討の進め方	
2 事前復興まちづくり計画としてとりまとめる方法	
3 住民との関わり方	
4 事前復興まちづくり計画としてとりまとめた内容の公表方法	
第3章 事前復興まちづくり計画策定の各段階における実施事項	31
1 事前復興まちづくり計画検討の準備段階における実施事項	
2 事前復興まちづくり計画の検討段階における実施事項	
3 事前復興まちづくり計画策定後の実施事項	
第4章 法定計画等との連携の考え方	61
1 検討にあたって参考になる法定計画等の内容	
2 事前復興まちづくり計画と法定計画等との整合性の確保	
第5章 都道府県による市町村への支援	64
1 都道府県による市町村への支援の重要性	
2 都道府県による市町村の計画検討に対する取組支援	
第6章 事前復興まちづくり計画に関する国の支援	66
1 計画策定に対する技術的支援	
2 計画策定に関する財政的支援	

はじめに 事前復興まちづくり計画検討のための

ガイドライン策定の背景と目的

南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震等の大規模地震やそれに伴う津波災害、また近年、発生頻度が高まっている豪雨災害等、我が国では多様な大規模災害への備えがますます重要になってきている。

大規模な災害が発生し、市街地等¹が壊滅的な被害を受けた場合、被災市町村は復興まちづくり事業に取り組むことになるが、市街地等の基盤整備は、産業や住宅、教育等の分野の基盤として他分野の復興まちづくり事業に先立って実施する必要がある、早期の復興まちづくり計画の策定、事業着手、事業完了が求められる。

一方、我が国の人口減少等、今後の社会情勢を踏まえると、復興後に想定される居住人口や産業の規模に対し、過大な基盤整備を行うことを避け、適切な規模での復興まちづくり事業を行うことは地方公共団体の持続可能な経営上も望ましい。

このため、事前に復興まちづくりの目標や実施方針を検討しておくことは、被災後に復興まちづくり方針・計画を早期に策定し、適切な規模で被災地を復興し、より良い復興（ビルド・バック・ベター）を実現するために重要な取組みである。

しかしながら、多くの市町村にとっては、復興まちづくり事業を実施した経験はなく、いつ起こるかわからない災害からの復興まちづくりを事前に検討し準備しておくためのノウハウが不足している。さらに従来の防災では、復興は被災した後に取り組めばよいと意識され、復興の事前準備は地方公共団体の防災対策の中で優先度が低く、具体的な取組内容がイメージできない等の課題に直面している。

そのような中、国土交通省においては、平成 30 年 7 月に「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン²（以下「復興事前準備ガイドライン」という。）」を策定し、地方公共団体における復興の体制や手順、目標の事前検討等の復興事前準備の取組みを推進してきた。

令和 4 年度に国土交通省が全国の地方公共団体を対象に実施した復興事前準備の取組状況調査（以下「令和 4 年度取組状況調査」という。）によると、地方公共団体の復興事前準備の取組状況は、令和 4 年 7 月末時点で着手率³が約 65%となり、取組みは一定程度定着してきていると考えられるが、復興体制や復興手順の検討にとどまっている現状でもある。（図 1、図 2 参照）

今後も、地方公共団体が復興事前準備の取組みを始めようとする時や地方公共団体の職員向けの復興まちづくりの手順書（以下「マニュアル」という。）の作成を始めようとするときは、引き続き、復興事前準備ガイドラインを参考にして復興事前準備の全体像をつかむことが望ましい。しかし、近年の大規模災害の切迫性等を鑑みると、災害の発生に備え、復興体制と復興

¹ 住居や事業所等の建築物が一定程度、集約している地域をいう。

² 参照：https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_fr_000036.html

³ 「着手率」とは、復興事前準備の取組み（体制・手順・訓練・基礎データ・目標）のいずれかに「検討済み」もしくは「検討段階」と回答した地方公共団体数を合算し、「取組みに着手済みの地方公共団体数」として、全国の地方公共団体数（都道府県及び市区町村 1,788 団体）に対する比率で示したものの。（令和 4 年 7 月末時点）

手順に止まらず、復興まちづくりの目標や実施方針等、被災地の状況に即した検討に着手することが、地方公共団体に求められている。

そこで、地方公共団体が復興まちづくりをイメージした目標像（以下「ビジョン」という。）の検討や、その実施方針の検討等を通じた事前復興まちづくり計画の事前の策定に焦点をあてた「事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）を策定することとした。

また、大規模な災害が発生した際には、大規模災害からの復興に関する法律（以下「大規模災害復興法」という。）に基づき、国は特別の必要があると認められるときは復興の基本方針を定めるとともに、都道府県においても復興方針を定めることができるとなっており、市町村でも、これらに基づき復興計画を策定することができるとしている。

本ガイドラインに基づき検討された事前復興まちづくり計画は、これらの基本方針や復興方針が定められない場合だけでなく、定められる場合であっても市町村が復興計画を策定するに当たり役に立つものと考えられる。

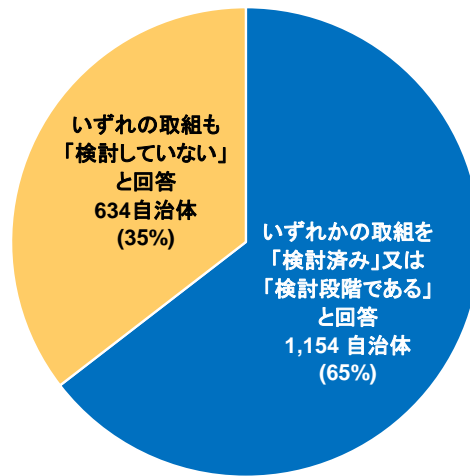


図1 地方公共団体の復興事前準備の取組状況（全体）（令和4年7月末時点）

出典：復興まちづくりのための事前準備の取組状況（令和4年7月末時点）

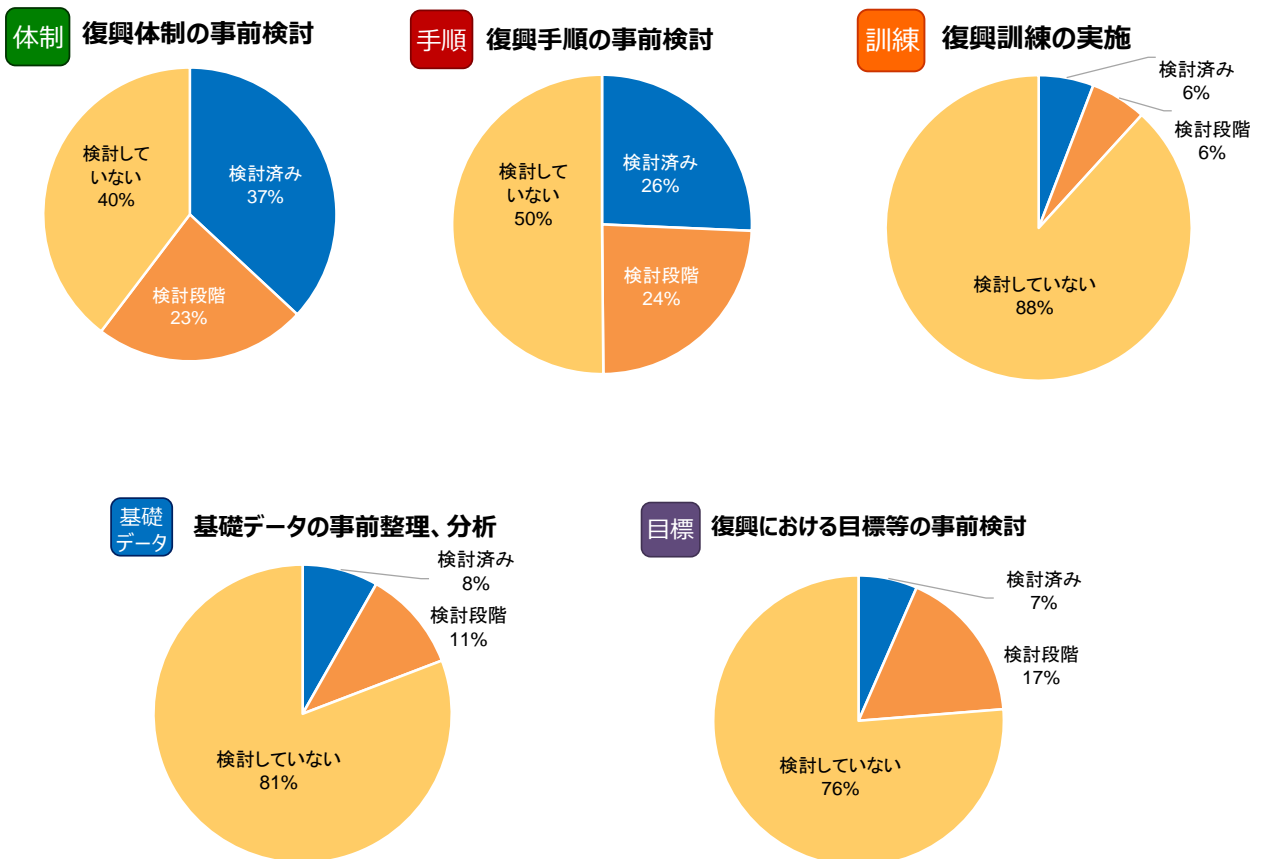


図2 地方公共団体の復興事前準備の取組状況（取組内容別）（令和4年7月末時点）

出典：復興まちづくりのための事前準備の取組状況（令和4年7月末時点）

○本ガイドラインの全体概要

本ガイドラインの全体概要は図3のとおりである。

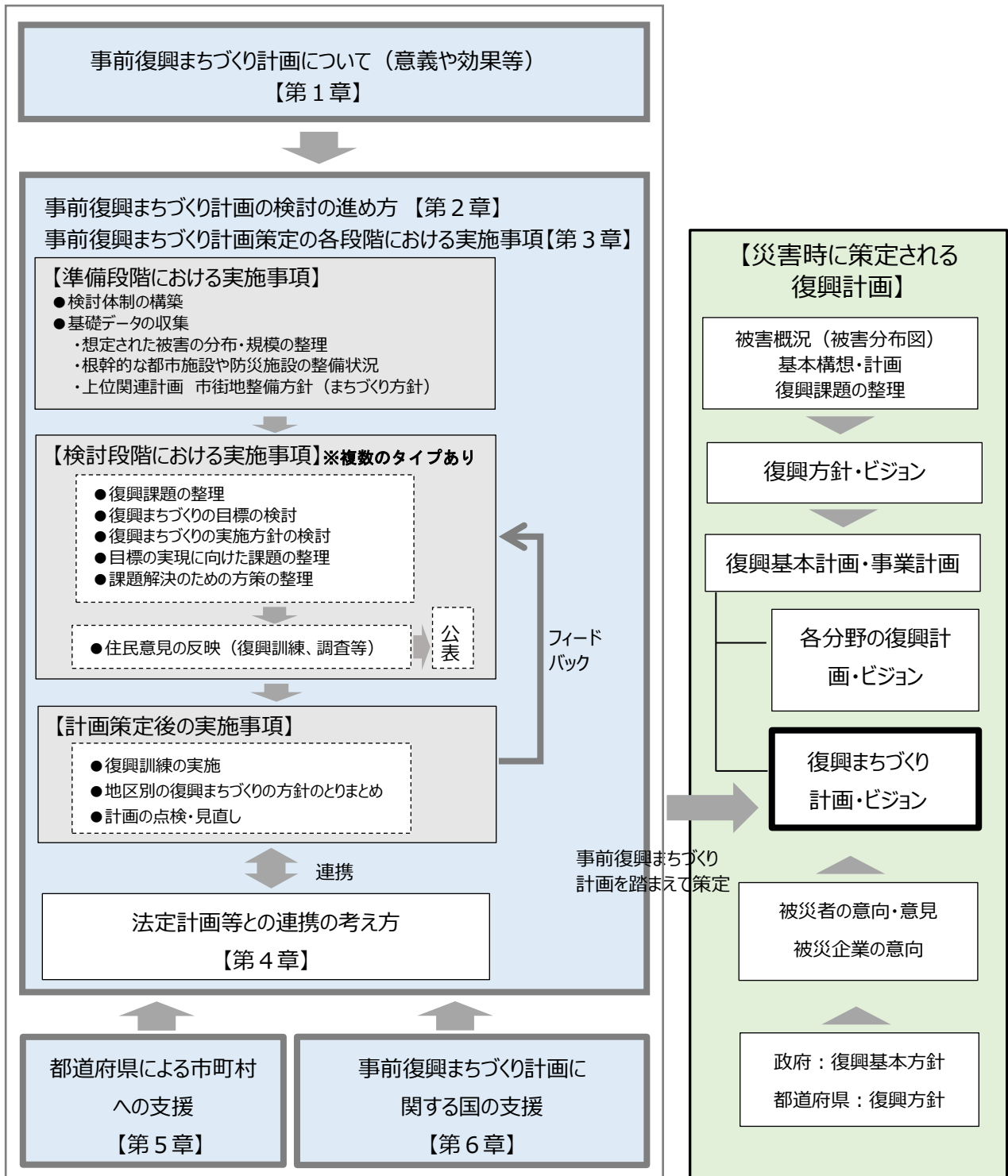


図3 本ガイドラインの全体概要

序章 本ガイドラインについて

1 利用対象

本ガイドラインは、復興まちづくりの主体となる市町村を主対象としているが、都道府県においても、復興方針の事前検討や市町村による事前復興まちづくり計画の検討・策定を支援するために活用されることを想定している。

本ガイドラインの主たる利用対象は、復興まちづくりの主体となる市町村とする。

具体的には、これまでに復興事前準備に取り組んでおり、その成果を活用しながら今後、被害の集中が想定される地区や集落を対象に事前復興まちづくり計画の策定等に取り組む市町村や、これまで復興事前準備に取り組めていなかったが、具体的な地区で事前復興まちづくり計画を策定することから復興事前準備に取り組もうとする市町村における利用を想定している。

特に、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震等の大規模地震やそれに伴う津波災害等の大規模災害が想定されている市町村では、復興事前準備に取り組んでいる自治体が少なくないが、事前復興まちづくり計画の策定による復興事前準備の推進は、被災後の迅速かつ的確な復興の実施への効果が大きいと考えられる。

また、都道府県には、市町村が行う事前復興まちづくり計画の検討について支援することが期待されるため、本ガイドラインは、都道府県においても復興方針の事前検討や、市町村の計画検討を支援する際に活用されることを想定している。

2 目的

本ガイドラインは、事前復興まちづくり計画を検討する手順や資料、必要な検討内容や留意点をとりまとめ、市町村の事前復興まちづくり計画の検討とともに被災後の復興に向けた準備を促進することを目的とする。

本ガイドラインでは、市町村の事前復興まちづくり計画の検討や被災後の復興に向けた準備を促進するため、既に復興事前準備に取り組んでいる市町村や未だ準備をしていない市町村に対して、事前復興まちづくり計画の検討に取り組むことの意義や効果を明確にするとともに、復興事前準備の取組みのうち、特に、復興まちづくりの目標や実施方針を具体的に検討し、事前復興まちづくり計画を策定する際の手順や必要な検討内容、留意点をとりまとめている。

加えて、市町村における事前復興まちづくり計画策定の取組みを促進するための国や都道府県による支援についてもとりまとめている。

3 位置づけ

「復興事前準備」とは主に、①復興の体制・手順や復興まちづくりの目標・実施方針の事前検討、及び②基礎データの整備・分析や復興訓練の事前実施を行うものである。

本ガイドラインは、今後、取組みが広まることが見込まれる市町村による事前復興まちづくり計画の検討・策定に焦点をあてている。

復興事前準備全般に関する取組みは、引き続き、「復興事前準備ガイドライン」を参照されたい。

(1) 復興事前準備とは

南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震等の大規模地震やそれに伴う津波災害等の大規模災害が発生した場合には、平時を大幅に超えた事務作業が発生し、多大な時間と人手を要するなか、被災者の生活再建や地域社会の早期復興が強く求められることになる。このため、「防災・減災対策」と並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく「復興事前準備」の取組みを進めておくことが重要である。

「復興事前準備」の具体的な取組内容としては、①復興の体制・手順や復興まちづくりの目標・実施方針の事前検討と、②基礎データの整備・分析や復興訓練の事前実施が挙げられる。

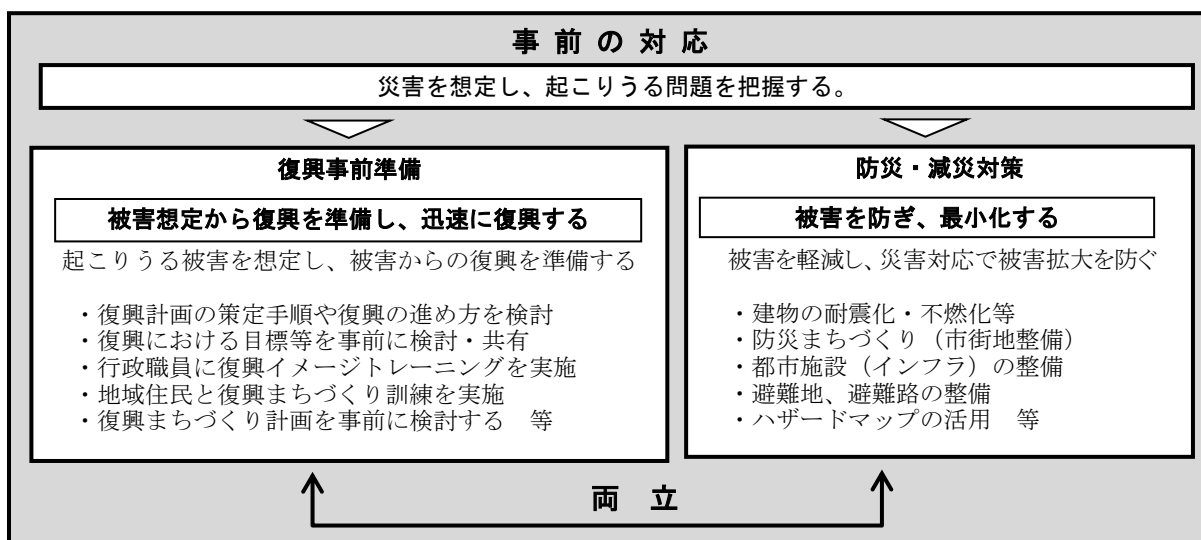


図4 復興事前準備の位置づけ

(2) 復興事前準備ガイドラインの特徴と役割

市町村が復興事前準備の取組みを始めようとする時や、復興の体制や手順等についてまとめたマニュアルの作成を始める時には、復興事前準備ガイドラインを参考にして復興事前準備の取組みの全体像を把握しておくことが望ましい。復興事前準備ガイドラインにより、復興事前準備の対策を体系的に理解して、取り組みたい対策の位置づけとその内容を理解することで、どのように進めていけばよいのかが理解できる。(図5参照)

ステージ	復興事前準備の取組
基礎編	ステージ1 復興事前準備の必要性に気づき、自らのまちの取組状況を確認する Step 1 : 復興事前準備の取組内容を学び、その必要性に気づく Step 2 : 自らのまちの復興事前準備の取組状況を確認する 基
	ステージ2 復興事前準備に取り組む Step 3 まちの基礎データと被害想定を重ね合わせ、まちの課題を集約し、共有する 基 Step 4 復興事前準備の必要性を問いかいけ、復興まちづくりの課題を認識する 基 訓 Step 5 : 復興体制と復興手順を検討する 体 手 Step 6 : 計画に復興事前準備の取組を位置づける 体 手 訓 目
	ステージ3 事前復興計画づくりに取り組む Step 7 : 事前復興計画を策定する 体 手 訓 基 目 Step 8 : 基礎データを整備する 基
	フォローアップ 復興事前準備をフォローアップする Step 1 : 職員の復興まちづくりに必要な実務能力の習熟に向けた訓練を実施する 訓 Step 2 : 住民を含めて復興まちづくり訓練に取り組む 訓 Step 3 : 復興事前準備の取組の進捗状況を検証する

復興事前準備の取組全体を始めたい市町村や、市町村職員向けの手順書(マニュアル)の作成を始めたい市町村は、まず、復興事前準備の Step1の学びから始めることが望ましい。

図5 復興事前準備の進め方

出典：復興まちづくりのための事前準備ガイドライン（概要版）より抜粋

https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_fr_000036.html

(3) 本ガイドラインの特徴と役割

本ガイドラインは、今後、多くの地方公共団体において復興まちづくりの目標や実施方針の検討に取り組むことが見込まれるため、このような取組みを促進することを目的とし、事前復興まちづくり計画⁴を策定することに焦点（Step 7の計画策定に焦点）をあて、その進め方やとりまとめ方法を解説している。（図6参照）

復興事前準備ガイドラインの手順に沿って進めている市町村においては、Step 7の「事前復興まちづくり計画」の策定に取り組む際に、本ガイドラインを参考にすると、計画に盛り込むべき内容やその検討、計画のとりまとめ等、策定の進め方が理解できる。一方、復興事前準備には取り組んでいないが、復興まちづくりの目標や実施方針を検討したい市町村は、本ガイドラインを参考にすると、より具体的に復興まちづくりの目標や実施方針の検討の進め方を理解できる。

なお、目標や実施方針の設定後も引き続き、取組みの総合化を図る観点から復興事前準備ガイドラインを参考にして体制や手順の検討等に取り組むことが望ましい。

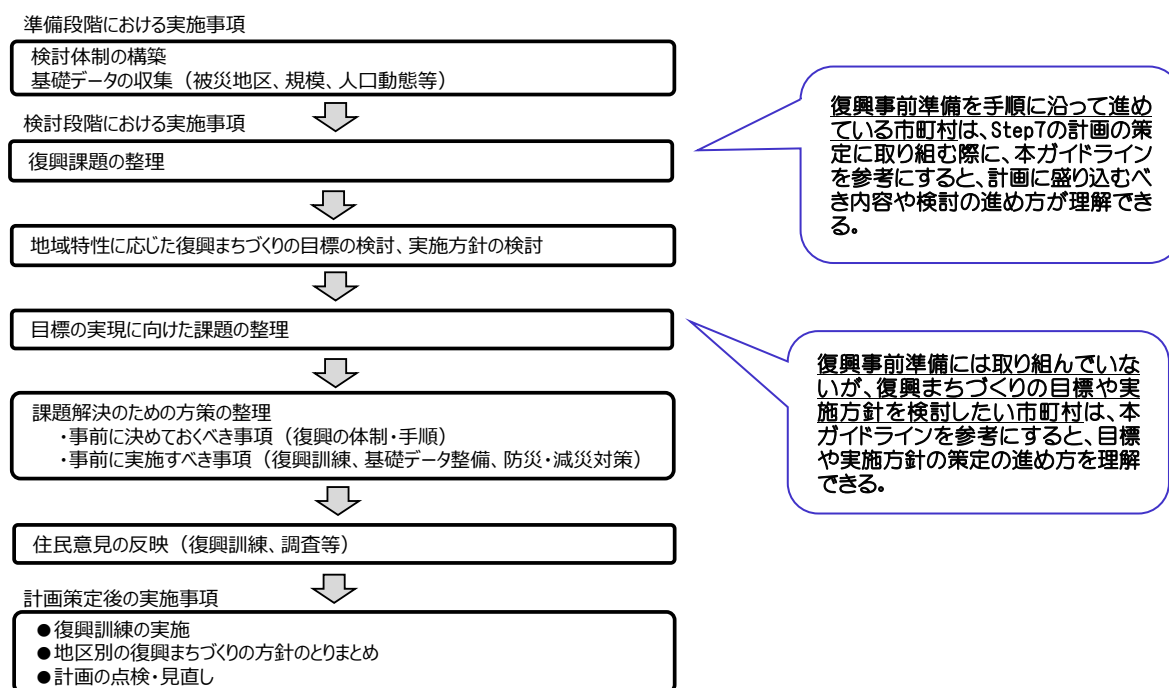


図6 事前復興まちづくり計画の検討の進め方

⁴ 復興事前準備ガイドラインの「Step7 事前復興計画を策定する」においては、事前復興計画と称しているが、本ガイドラインでは「事前復興まちづくり計画」と称する。理由は、様々な分野における復興のうち、市街地等の被災からの復興のための計画検討を範疇としていることの明確化のために、また、復興計画と呼称した場合、被災自治体全域の全分野を含んだ体系的な計画を表す表現となり本ガイドラインの対象を明確にするためである。

(4) 復興事前準備の取組みの進め方

復興事前準備の取組みの進め方は、下記の通り、次の2つに大別される。市町村の取組状況や復興事前準備に取り組む目的によって、進め方は異なるので、両ガイドラインを相互に活用しながら、進めて頂きたい。

- ① 地方公共団体の職員向けの手順書（マニュアル）の先行的な策定（主に復興事前準備ガイドラインに沿った進め方）
- ② 復興まちづくりのビジョンを含む目標や実施方針の先行的な検討（主に本ガイドラインに沿った進め方）

前者は、主に大都市の木造密集市街地における地震火災等、被害の具体イメージの提示が困難な災害からの復興を検討する場合の進め方であり、後者は、津波災害等、ハザードマップで被害の具体イメージの提示が可能な災害からの復興まちづくり、目標の実現に向けた課題の整理と課題解決のための方策を検討する場合の進め方と言える。

4 本ガイドラインの構成

本ガイドラインの構成は表1のとおりとする。

表1 本ガイドラインの構成

	概要
はじめに 事前復興まちづくり計画検討のための ガイドライン策定の背景と目的	・ 事前復興まちづくり計画の背景と目的を示す。
序章 本ガイドラインについて	・ 本ガイドラインの利用対象、目的、位置づけ等を示す。
第1章 事前復興まちづくり計画について	・ 事前復興まちづくり計画の定義、意義・効果、想定する災害等を示す。
第2章 事前復興まちづくり計画の検討の進め方	・ 事前復興まちづくり計画の検討の進め方や、とりまとめる方法、住民との関わり方、公表方法に関して考え方を含めて整理する。
第3章 事前復興まちづくり計画策定の各段階における実施事項	・ 事前復興まちづくり計画の準備段階、検討段階、策定後の実施事項を具体的に整理する。
第4章 法定計画等との連携の考え方	・ 事前復興まちづくり計画をとりまとめる際の法定計画等との連携の考え方を整理する。
第5章 都道府県による市町村への支援	・ 市町村による事前復興まちづくり計画策定に向けて都道府県に期待される支援の内容を整理する。
第6章 事前復興まちづくり計画に関する国の支援	・ 事前復興まちづくり計画に関する国の支援内容を整理する。

第1章 事前復興まちづくり計画について

1 事前復興まちづくり計画とは

1-1 定義

「事前復興まちづくり計画」とは、市町村において、発生しうる災害による被災の分布や規模を想定し、復興後の空間を計画するものであり、復興まちづくりの目標や実施方針、目標の実現に向けた課題、及び課題解決のための方策をとりまとめたものをいう。

事前復興まちづくり計画の大きな特徴は、被災後に策定する復興まちづくり計画を事前に検討する点と、その検討を通じて、目指すべき復興まちづくりの目標の実現に向けた課題及び方策を整理してとりまとめる点である。

平時から復興まちづくりの検討を行っておらず準備がない状態で災害が発生し、深刻な被害を受けた後に復興まちづくりの取組みを開始した場合、①復興まちづくり計画の検討や住民を含めた様々な関係者との合意形成に時間を要するため、復興まちづくり事業の着手が遅れてしまうことや、②被災後の混乱の中で短期間に復興まちづくりの方向性を決めるため、人口減少や少子高齢化、産業の衰退等の中長期的な地域課題を踏まえたまちのあり方について、十分な議論ができないまま復興まちづくりが計画されること等により、被災したまちに適正な規模や内容の復興ができなくなることが想定される。

そこで、災害が発生する前から復興まちづくり計画の内容について十分な検討を行い、住民を含む関係者と中長期的なまちのあり方も含めて議論し、復興まちづくりの目標や実施方針等を取りまとめておくことにより、実際に被災した場合でも、適正な規模、内容の復興まちづくり計画の検討、計画の策定期間の短縮、復興まちづくり事業の早期着手が可能になると考えられる。

事前に復興まちづくりについての検討を進めるにあたっては、①将来発生する災害による被災の分布、規模、被災の割合（例えば、ある地区で集中して建物被害が発生している等）は正確に想定できないので、様々な被害に柔軟に対応できるよう、災害の規模、発生頻度に応じた被害想定を行うこと、②復興まちづくりの目標や実施方針等の検討、整理を行う際には、被害想定に応じて選択肢を設けること、③市町村の市街地特性によって、災害が地域社会に与える影響が異なるため、それぞれの市町村や地域の状況に応じて事前に復興まちづくりを検討する取組みを創意工夫することが重要である。

また、復興まちづくりの目標や実施方針の検討プロセスにおいて、目標の実現に向けた様々な課題を把握することができるため、被災前に解決しておくことが望ましい課題は、事前復興まちづくり計画において対応策を整理し、平時から課題解決に取り組むことが重要である。

1-2 想定する災害

事前復興まちづくり計画を検討するにあたり想定する災害は、被災後に面的整備等の復興まちづくり事業の検討が必要となる大規模な災害とする。

事前復興まちづくり計画を検討するにあたり想定する災害は、地震、津波、水害等、面的整備等の復興まちづくり事業の検討が必要となる大規模なものとする。

しかし、そのような災害でも、事前復興まちづくり計画の検討の結果、被害の程度や基盤整備状況等によっては、市街地等の再整備を実施せずに現位置での施設の復旧や建物の個別建替え等、災害復旧や修復で完了できる地域も多い。そうした復旧を行う地域と、復興を行う地域の区分を含め、広く被災地域を検討対象とする。

1-3 発災後に策定する復興計画等との関係

被災後に策定する復興計画や復興まちづくり計画は、事前復興まちづくり計画に位置づける「復興まちづくりの目標や実施方針」の内容を踏まえて策定する。

過去の大規模災害からの復興まちづくりにおいて市町村は、被災した自治体全域での復興に関する理念や目標、各種施策を総合的、体系的にとりまとめた復興計画を策定し、その後、市町村における被災地域全体を対象として、復興まちづくりの目標や市街地整備等に関する実施方針、土地利用方針等を取りまとめた復興まちづくり計画を策定している。

被害が甚大な個別の地区では、復興まちづくり計画を踏まえた詳細な復興まちづくりの実施方法等を取りまとめた地区復興まちづくり計画を取りまとめている。

事前復興まちづくり計画で想定した災害と、実際の被災は異なることも考えられるが、事前に検討した「復興まちづくりの目標や実施方針」は、発災後に策定する復興まちづくり計画の内容の下地となることから、被災後に策定する復興計画や復興まちづくり計画の策定を早期に進めることが可能となる。

また、事前復興まちづくり計画の検討にあわせて、地区の復興まちづくりの方針を検討しておくことが考えられる。地区の復興まちづくりの目標や実施方針は、被災後に策定する地区復興まちづくり計画における詳細な復興まちづくりの実施方法に対応するため、事前に検討しておくことで、詳細な実施方針の早期策定が可能になる。(図7参照)



図7 事前復興まちづくり計画と被災後に策定される計画との関係

1-4 関連する用語の定義

本ガイドラインでは、災害からの復興に関連する用語について以下のとおり定義している。

関連する用語の定義

災害からの復興まちづくりは、「復興計画※¹」に定める理念に基づき、被災したまちの整備方針等を取りまとめた「復興まちづくり計画※²」に位置づけられる「復興まちづくり事業※³」の実施により実現される。被害が甚大な地区では、より詳細な「地区復興まちづくり計画※⁴」を取りまとめ、復興まちづくり事業が実施される。

※1 復興計画

被災した自治体全域での復興に関する理念や目標、各種施策を総合的、体系的にとりまとめた計画のこと。

※2 復興まちづくり計画

市町村における被災地域全体を対象として、復興まちづくりの目標や市街地整備等に関する実施方針、土地利用方針等を取りまとめた計画のこと。

※3 復興まちづくり事業

復興まちづくり計画に基づき実施される市街地整備事業等のこと。

※4 地区復興まちづくり計画

被害が甚大な個別の地区を対象として、復興まちづくり計画を踏まえた詳細な復興まちづくり事業の実施方法等を取りまとめた計画のこと。

2 事前復興まちづくり計画策定の意義と効果

事前復興まちづくり計画には、計画をとりまとめることで、復興まちづくりの目標や市街地整備等に関する実施方針が定まり、発災後に早期かつ的確な復興を行うことができる等の意義がある。また、計画の検討プロセスを経ることによる市町村職員の能力向上や住民の意識向上等の副次的な効果もある。

事前復興まちづくり計画策定の意義と効果として、以下のことが挙げられる。

(1) 事前復興まちづくり計画策定の意義

①復興計画策定のスタートとなる考え方が用意される(復興計画の早期策定・復興まちづくり事業の早期着手)

大規模な災害が発生した場合、被災した箇所の応急復旧や災害復旧、加えて避難所の運営や罹災証明書の発行等、市町村職員は多大な時間と人手を要する。そのため、復興まちづくりに向けて始動ができない状況になることが想定される。

復興まちづくりへの取組みを早期に着手するには、平時から、事前復興まちづくり計画を検討し、その内容について住民に理解してもらうことが重要である。この取組みによって、復興まちづくりへの早期着手、検討期間の短縮化、人口流出の抑制にもつなげることが可能となる。(図8参照)

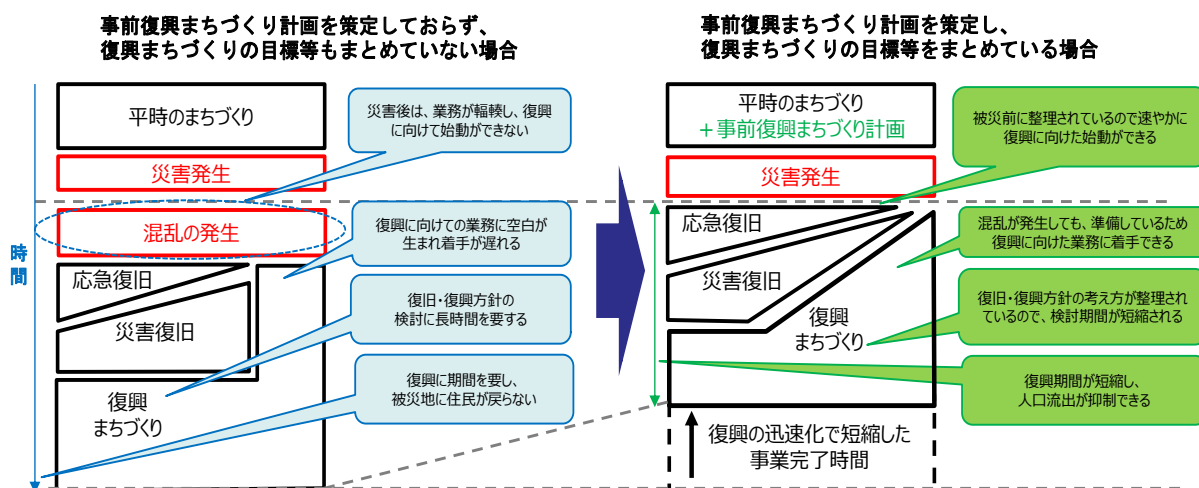


図8 事前復興まちづくり計画による効果

②実際の復興時における各種課題を把握することができる

事前復興まちづくり計画の検討において、復興まちづくりにおける課題、制度の活用上の留意点等を整理しておくことにより、平時に解消、克服しておくべき事項が明らかになる。また、とりまとめた内容を継続的に点検更新することにより、課題の更新、明確化が図られ、より効果的な防災・減災対策の検討、復興まちづくり事業の検討につながる。

③平時の冷静な状況で復興まちづくりを検討することができる

大規模災害により被災した後、実際に復興まちづくりを検討する場合、二度と同様の被害を受けたくないとの心理から、安全性を最優先にした復興まちづくりを検討する等、判断にバイアスがかかる可能性がある。平時に事前復興まちづくり計画を検討することは、こうしたバイアスのない冷静な状況で、安全性や利便性等の様々な要素を考慮した復興まちづくりを検討することができる。

④より良い復興の選択肢を準備することができる

事前復興まちづくり計画において、複数の復興の目標に向けた手法、手段を検討しておくことによって、災害や被災状況に応じた、より良い復興の選択肢を準備することができる。また、あらゆる手法を検討する経験は、実際の復興まちづくり計画の効率的な検討にもつながる。

⑤大規模災害の後でも実施する事業を明確化することができる

事前復興まちづくり計画において、大規模災害により被災した後に実施する復興まちづくり事業を検討することにより、長期的視点に立って防災・減災まちづくりに役立つ市街地整備事業等を明確化することができる。

(2) 事前復興まちづくり計画の検討プロセスがもたらす効果

①市町村職員の復興時の対応能力の向上

事前復興まちづくり計画のとりまとめに向けて、一定の被害を想定して、市町村職員が復興まちづくりの目標や実施方針を検討する取組みを体験することにより、市町村職員の復興時の対応能力の向上につながる。

②市町村職員及び住民の復興への意識向上

復興事前準備としての訓練をはじめとする取組みを市町村職員と地元住民がともに実施することにより、地域全体の復興に対する意識向上につながる。

③地元住民とのつながりを持つきっかけとなる

事前復興まちづくり計画をとりまとめる過程において、地元住民と復興時のまちづくりの目標や進め方を共有する説明会やワークショップを開催することで、被災後に復興まちづくりの検討を共に行う住民とのつながりを持つきっかけとなる。

さらに、地元住民から復興時の目標や実施方針について合意を得ることができれば、早期の復興まちづくり事業の着手につながる。

④関係部局間の連携強化につながる

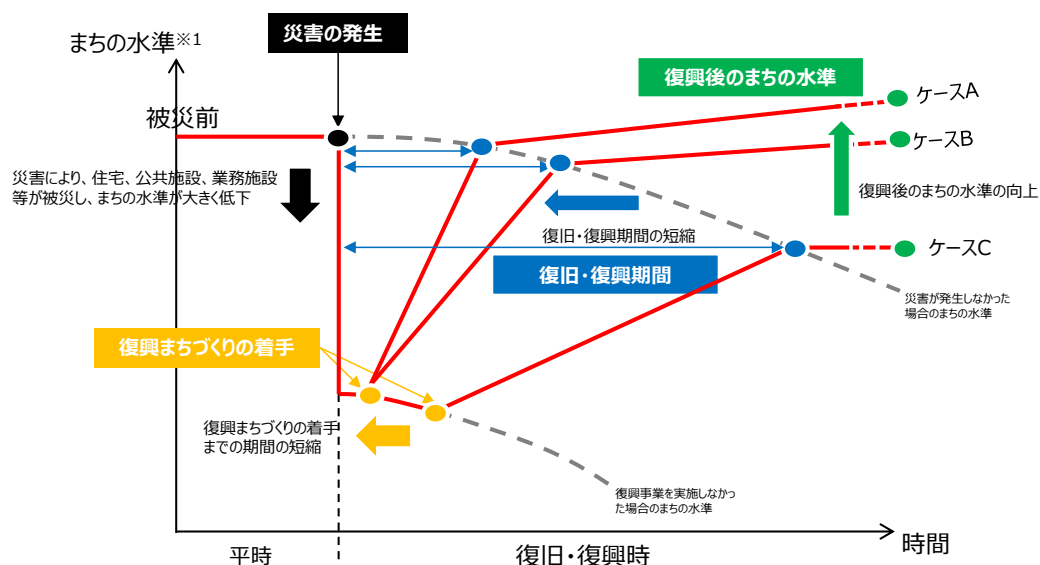
被災後の復興まちづくりは、様々な関係部局と連携して取り組むことが求められる。

事前復興まちづくり計画の検討において、様々な関係部局と連携して復興まちづくりを考え復興の重要性や課題を共有することで、復興に向けた関係部局間の連携強化につながる。

⑤実際の復興時の体制づくりの取組みにつながる

事前復興まちづくり計画の検討やとりまとめの過程において、学識経験者や様々な分野の地域の専門家、コンサルタント等、実際の復興時のプレイヤーと関わることにより実践的な復興体制の構築につながる。また、公共施設の整備主体や管理主体となる国、都道府県とも意見交換しておくことで早期の復興につなげることもできる。

(3) 事前復興まちづくり計画策定の効果



ケース	復興体制や復興手順等の準備	復興まちづくりにおける目標や実施方針等の事前検討
ケースA	準備済	検討済
ケースB	準備済	未実施
ケースC	未実施	未実施

※ 1 「まちの水準」とは、まちの状態や機能、地域の活力等を総合的に表したものです。

注) 事前復興まちづくり計画検討の取組は、復興体制や手順の準備、復興まちづくりにおける目標や実施方針の事前検討以外にも基礎データの収集・整理等、さまざまな取組があるが、本図では、事前復興まちづくり計画の取組の効果をわかりやすく説明するために、復興体制や手順の準備、復興まちづくりにおける目標や実施方針の事前検討を代表事例として示している。

図9 事前復興まちづくり計画策定の効果のイメージ

図9では、復興体制や復興手順等の準備及び復興まちづくりにおける目標や実施方針等の事前検討の実施の有無によって、復興まちづくりに向けた取組みをAからCの3つのケースに分けて、それぞれのケースにおける復興まちづくりの検討の着手までの期間、復旧・復興期間及び復興後のまちの水準（図9の※1を参照）を比較することにより、事前復興まちづくり計画策定の効果のイメージを示している。

主な復興まちづくりの事前の取組みとしては、まず、復興事前準備ガイドラインを参考にして行う復興体制や復興手順等の準備があり、これらの取組みによって、災害が発生した市町村では、短期間で復興体制を構築できること、予め準備した手順にしたがって復興まちづくりの検討に早期に着手できることが期待される。

次に、本ガイドラインを参考にして行う復興まちづくりの目標や実施方針等の事前検討があり、これらの取組みによって、復興まちづくりに着手した市町村は、予め検討していた復興まちづくりの目標や実施方針にしたがって復興まちづくり計画を早期に策定することができるので、復興まちづくり事業の開始までの期間の短縮、それによる復旧・復興期間の短縮が期待される。

さらに、平時において人口規模や産業構造の変化（図9では、縮小傾向にある場合を想定している）等、地域の状況を俯瞰的に捉えた復興まちづくりの検討を行うことによって、被災後であっても地域の特性や資源の活用、従来からのまちの課題の解決等が十分に検討された復興まちづくり計画の策定及び当該計画に基づく復興まちづくり事業が実施できる場合には、まちの水準が被災前以上に向上すること、即ち、より良い復興が行われることが期待される。

3 事前復興まちづくり計画の内容

3-1 対象とする分野

事前復興まちづくり計画は、主に「市街地等の復興」に関する分野を対象とするが、計画の検討にあたっては、住宅や産業、生活等の各分野と連携することが重要である。

市町村における復興計画は、分野を問わず、被災した市町村の全域を対象とし、復興の理念や目標、各種施策をとりまとめた総合的なものになる。

一方、事前復興まちづくり計画は、主に、市街地復興を対象としてとりまとめる計画であるが、市街地等の復旧・復興は、被災した地域社会の様々な活動や住宅、生活の基盤となるものである。そのため、計画の検討にあたっては、住宅、産業、教育、医療・福祉等の各分野と連携することがより良い復興を実現するためには重要である。(図10参照)

特に産業については、復興後のまちのあり方を考える上で重要な要素となるため、産業分野と連携して、商業や製造業、漁業等の産業分野の復興の考え方を踏まえて復興まちづくりを検討することが重要である。その他、交通、観光、景観、歴史・文化等の様々な要素についても考慮して、復興まちづくりを検討することも重要である。

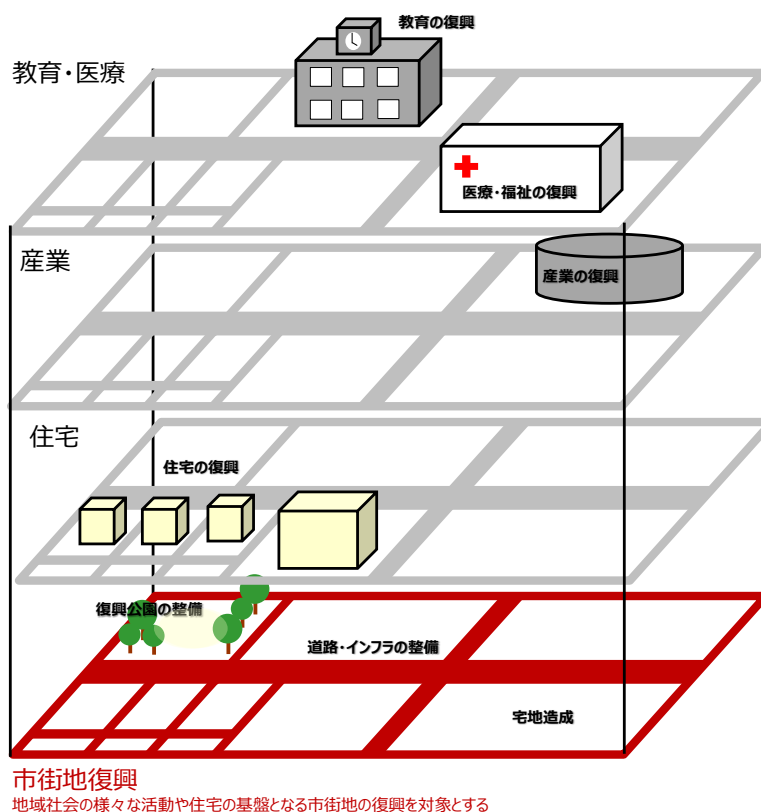


図10 市街地復興と他の分野の連携した復興のイメージ

3-2 事前復興まちづくり計画としてとりまとめる内容

事前復興まちづくり計画には、①検討の前提となる被害想定やまちの課題、②復興まちづくりの目標・実施方針、③目標の実現に向けた課題、④課題解決のための方策（事前に決めておくべきこと、事前に実施しておくべきこと）を記載することを基本とする。

事前復興まちづくり計画に記載する内容は、①検討の前提となる被害想定やまちの課題、②復興まちづくりの目標・実施方針、③目標の実現に向けた課題、④課題解決のための方策（事前に決めておくべきこと、事前に実施しておくべきこと）を基本とする。（表2参照）

課題解決のための方策は、事前に決めておくべき事項として、復興体制、復興手順等が考えられ、事前に実施しておくべき事項として、復興訓練や基礎データの整備のほか、復興まちづくりの円滑化のために実施することが望ましい防災・減災対策を整理しておくことが考えられる。

表2 事前復興まちづくり計画の記載内容

項目		想定される記載内容の例示	本ガイドラインの記載内容に対する、復興事前準備ガイドラインでの該当項目
①検討の前提となる被害想定やまちの課題		<ul style="list-style-type: none"> ・地域特性と想定される被害の分布、規模等の整理 ・復興時の市街地整備等の課題 	復興まちづくりの目標・方針、将来都市構造、分野別の復興まちづくりの実施方針
②復興まちづくりの目標・実施方針		<ul style="list-style-type: none"> ・市町村全域の復興まちづくりの目標 ・基本的な考え方（人口や事業規模） ・将来の都市構造 ・復興まちづくりの方針 ・分野別の復興まちづくりの方針 	
③目標の実現に向けた課題		<ul style="list-style-type: none"> ・目標を実現するための課題 	—
④課題解決のための方策	事前に決めておくべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・体制に関わること ・手順に関わること ・復興まちづくりの工程に関すること（長期間にわたることへの対応、応急仮設住宅用地の確保等） 	復興体制 復興手順
	事前に実施すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村職員の能力向上に関わること（職員訓練） ・住民との合意に関わること（住民との復興訓練等） ・基礎データの整備に関すること（地籍調査等） ・防災・減災対策 	復興訓練 基礎データ

4 市町村が定める防災に関する諸計画との関係

事前復興まちづくり計画は、大規模災害から復興することを前提に、復興まちづくりの目標・実施方針等を取りまとめるもので、現在の市街地を前提に、想定される災害に対して被害を最小化する観点から防災・減災対策の内容を取りまとめる市町村の防災に関する諸計画とは、検討の前提に違いがある。

事前復興まちづくり計画は、大規模災害により被害が発生し、復興することを前提に、発災後の復興を円滑に進める観点から、災害発生前に、復興の目標や実施方針のほか、円滑な復興を実現するために事前に実施しておくべき事項を取りまとめたものである。

一方で、市町村が定める防災に関する計画としては、地域防災計画（災害対策基本法）や、津波防災地域づくり推進計画（津波防災地域づくりに関する法律）、立地適正化計画の防災指針（都市再生特別措置法）、防災都市づくり計画（平成9年都市局長通知）等がある。

地域防災計画では、防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、災害に関する措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、通信等に関する計画を定める。

津波防災地域づくり推進計画では、推進計画区域のほか、基本的な方針、浸水想定区域における土地の利用及び警戒避難体制の整備に関する事項、津波防災地域づくりの推進のために行う事業または事務に関する事項等を定める。

立地適正化計画の防災指針では、立地適正化計画の対象とする地域の災害リスクを分析し、災害リスクの高い地域や課題を抽出した上で、地域ごとの対応方針等を定める。

また、防災都市づくり計画では、災害に強い空間づくりと災害時の避難や応急活動を支える空間づくりを目的とした、防災都市づくりの基本方針及び具体的施策を定める。

これらの計画は、現在の市街地を前提に想定される災害に対して被害を最小化する観点から防災・減災対策の内容を取りまとめるものであり、事前復興まちづくり計画とは検討の前提に違いがある。

5 事前復興まちづくり計画の活用の考え方

事前復興まちづくり計画の内容を踏まえて、被災後の復興まちづくり計画を策定することが期待される。

また、被災前の平時における復興事前準備の取組み等を計画的に推進するための基本的な方針とすることも考えられる。

被災後、大規模災害復興法に基づき、市町村は復興計画を策定できるとされており、この被災後の復興計画や復興まちづくり計画を策定する際、事前復興まちづくり計画を踏まえることが期待される。(図 11 参照)

また、事前復興まちづくり計画をとりまとめる中で、平時の復興事前準備の取組みの課題や、事前に実施しておくべき事項が整理されるため、平時の復興事前準備の取組みの基本的な方針として活用し、各種施策を実施していくことも考えられる。

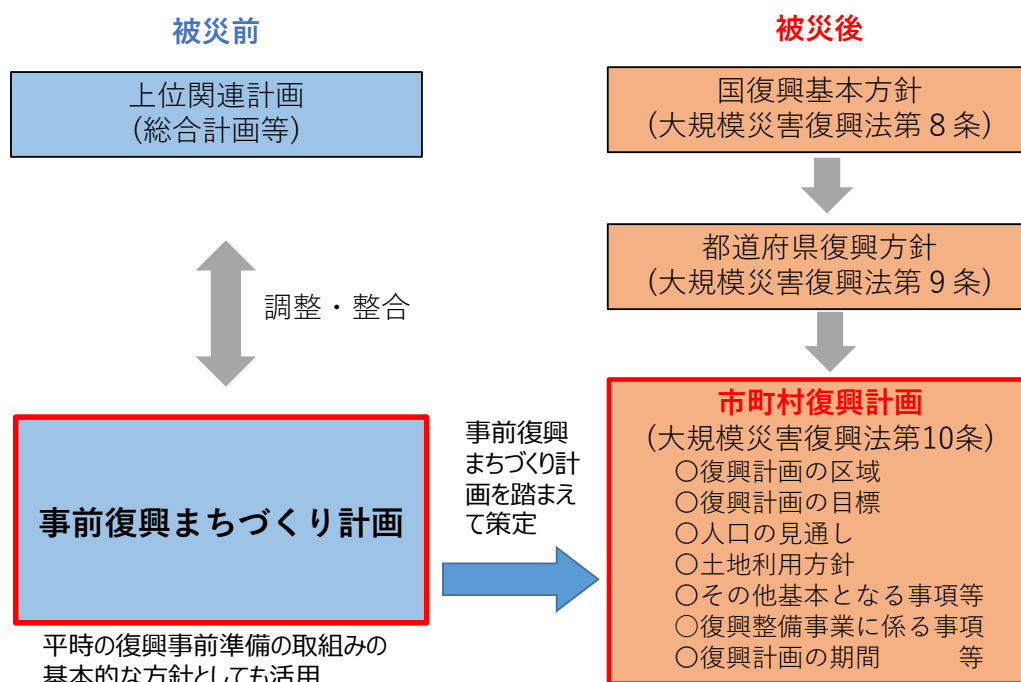


図 11 事前復興まちづくり計画と大規模災害発災後に策定する計画の関係

第2章 事前復興まちづくり計画の検討の進め方

1 検討の進め方

事前復興まちづくり計画の検討にあたっては、準備段階として、検討のための体制構築や基礎データの収集等の準備を行い、その後、検討段階として実際の復興まちづくりの目標や実施方針の検討を行う。また、計画策定後も、復興訓練の実施や計画に位置づけた取組みのフォローアップ等を行い、策定した計画の不断の見直しを行う。

事前復興まちづくり計画の検討にあたっては、まず、「準備段階」として、検討のための体制構築や、検討に用いる基礎データの収集等の準備を行う。その後、「検討段階」では、想定する被害に対する復興まちづくりの目標・実施方針や目標実現に向けた課題の整理、課題解決のための方策を検討し、住民の意見も踏まえながら計画をとりまとめる。さらに、「計画策定後」は、計画の内容を踏まえた復興訓練を実施するとともに、計画に位置づけた復興事前準備の取組みや防災・減災対策の実施状況をフォローアップし、策定した計画にフィードバックする等、不断の見直しを図る。(図12参照)

市町村においては地域の実情を踏まえ、創意工夫しながら検討を進めることが期待される。

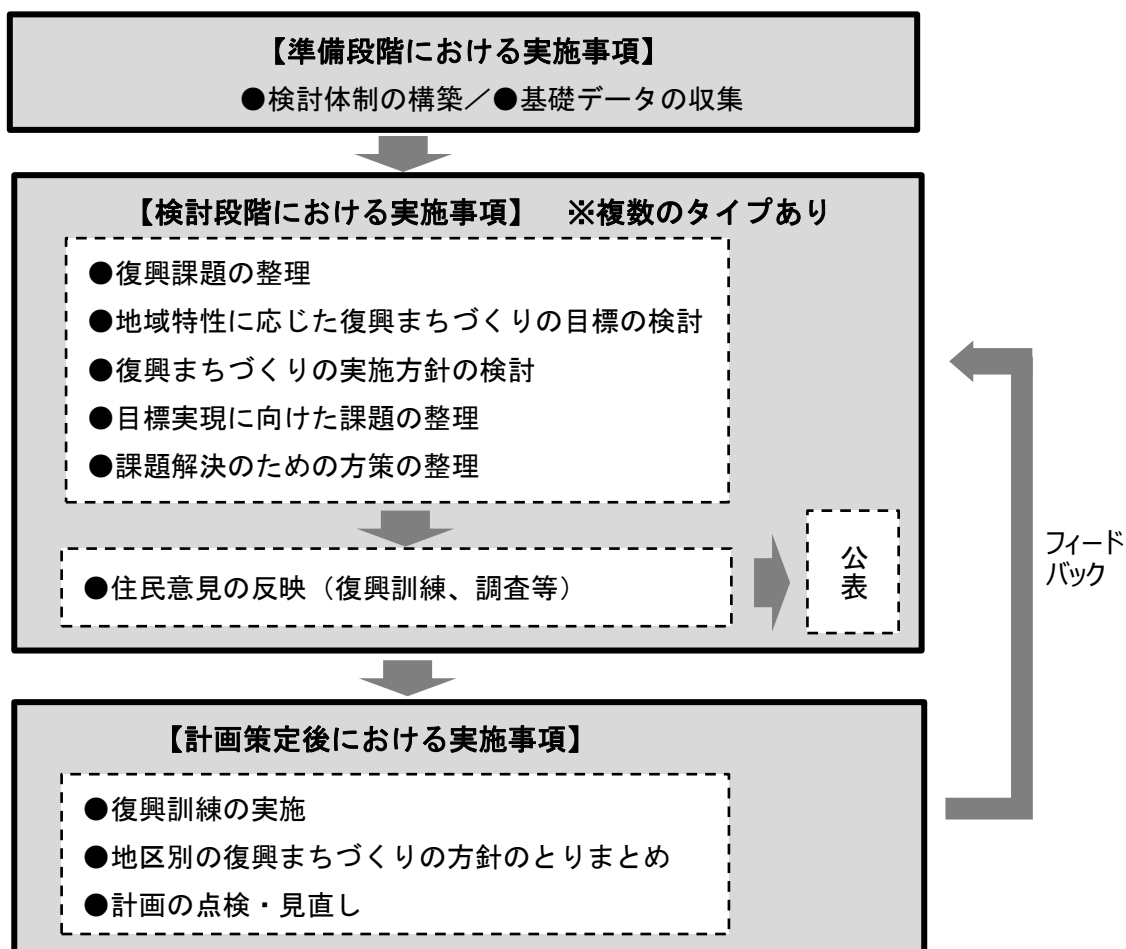


図12 本ガイドラインに沿った検討の進め方

2 事前復興まちづくり計画としてとりまとめる方法

事前復興まちづくり計画としてとりまとめる内容（第1章3-2）は、単独の計画としてとりまとめる方法と、法定計画等の中にまとめて位置づける方法がある。

事前復興まちづくり計画のとりまとめ方法は様々なタイプがあり、先行事例では、以下の2タイプが挙げられる。(表3、図13参照)

一つ目は、「事前復興まちづくり計画」という名称の単独の任意計画として、「第1章3-2 事前復興まちづくり計画としてとりまとめる内容」で挙げている記載内容の全てを記載する方法（単独型）である。このタイプでは、計画の策定を目的に、そのための体制や予算を確保して検討を進めることにより、比較的短期間に計画をとりまとめることができている傾向がある。

二つ目は、既存の法定計画等（例えば、地域防災計画、国土強靱化地域計画、防災都市づくり計画等）に、新たに章を追加する等により、「第1章3-2 事前復興まちづくり計画としてとりまとめる内容」で挙げている記載内容の全てを記載する方法（盛り込み型）である。このタイプでは、既存計画の更新のタイミング等を活かして内容を広く周知することができている傾向がある。

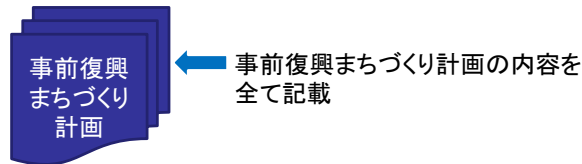
また、先行事例では、盛り込み型として法定計画等の別計画に復興まちづくりの目標や実施方針等の事前復興まちづくり計画の内容を位置づけた上で、体制や手順等についてまとめたマニュアルを別途策定しているケースが見られる。このタイプでは、復興訓練等を実施した際に、体制や手順等に課題が発見された場合、マニュアルを柔軟に見直すことが可能となる。

なお、これらのタイプはあくまで先行事例から抽出したタイプを例示するものであり、市町村においては、このタイプによらず、とりまとめることも可能である。

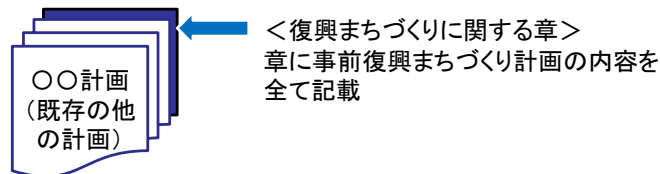
表3 とりまとめの方法のタイプ

	特徴	効果	適応が想定される市町村	事例
単独型	<ul style="list-style-type: none"> 単独の計画としてまとめる。 法的な位置づけについても検討することが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 単独の計画としてわかりやすい。 比較的短期間にとりまとめることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害が想定され早期の対応が望まれる市町村 短期間で集中して復興事前準備の取組みを進める市町村 	富士市 太地町 香南市 等
盛込み型	<ul style="list-style-type: none"> 法定計画等の別計画に事前復興まちづくりに関する内容の全体を整理する。 法定計画に盛り込む場合、法的手続きを要する。 	<ul style="list-style-type: none"> 法定計画に盛り込む場合、事前復興まちづくり計画の内容全体について、法的効果が得られ、広く周知できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存計画の改訂を予定している市町村 他の計画を所管する関係部局等と連携して復興事前準備の取組みを進める市町村 	厚木市 美浜町 等
盛込み型 (別途手引き作成) 目標や実施方針等は既存の法定計画等に盛込むが、体制や手順等は単独の手引き等にとりまとめる	<ul style="list-style-type: none"> 法定計画等の別計画に目標等を整理する。 体制や手順等は単独の手引き等で整理する。 法定計画に盛り込む場合、法的手続きを要する。 	<ul style="list-style-type: none"> 法定計画に盛り込む場合、目標等の内容について、法的効果が得られ、広く周知できる。 体制や手順等の適宜改訂が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存計画の改訂を予定している市町村 他の計画を所管する関係部局等と連携して復興まちづくりの目標等の検討を進める市町村 復興体制や手順等の見直しを継続的に実施する市町村 	葛飾区 豊島区 等

単独型



盛込み型



盛込み型 (別途手引き作成)

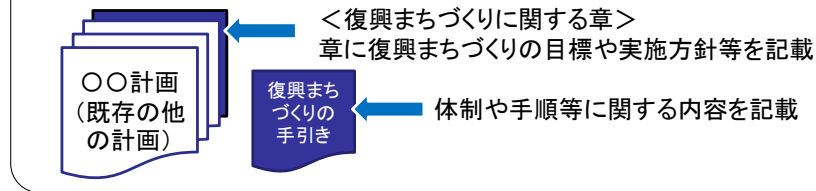


図13 とりまとめの方法のタイプ

参考事例 事前復興まちづくり計画としてとりまとめる方法

事例1 単独型 富士市

富士市では、富士市都市計画マスタープランに、市民や事業者との協働による事前復興等の取組に関する基本方針が位置づけられ、その後、上位関連計画の位置づけを踏まえて「富士市事前都市復興計画」を単独で策定している。短期間で集中して復興の基本的な進め方や考え方がとりまとめられている。

■富士市での復興事前準備に関する取組経緯

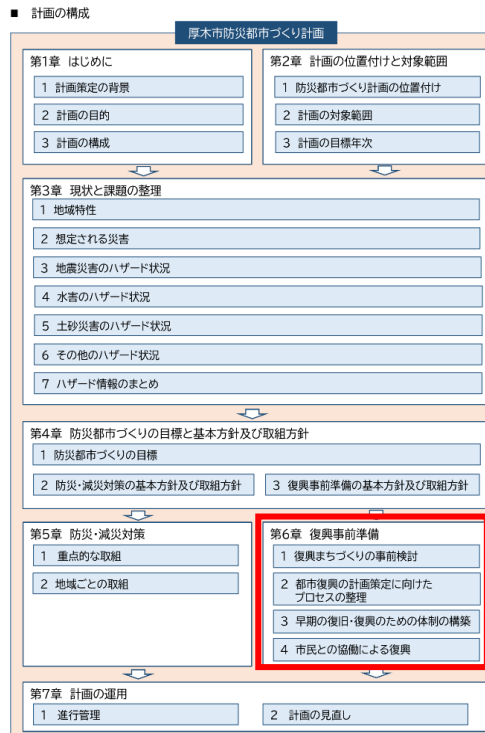
	出来事	取組み
平成 25 年度	静岡県第 4 次地震被害想定 (平成 25 年 6 月、11 月公表)	「自然災害からの都市の復興を考える勉強会」(市内)／富士市震災復興シンポジウム開催(市民向け)
	震災復興都市計画行動計画 (静岡県・平成 25 年 12 月改訂)	富士市都市計画マスタープラン (平成 26 年 2 月)
平成 26 年度		富士市事前都市復興計画策定作業開始
平成 27 年度		富士駅北口周辺地区復興まちづくり訓練
		富士市事前都市復興計画【復興ビジョン編】【復興プロセス編】(平成28年3月) 富士市事前都市復興計画行動マニュアル (平成28年3月)

出典：復興事前準備の主流化に向けた取組事例集

https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_fr_000064.html

事例2 盛込み型 厚木市

厚木市では、「厚木市都市計画マスタープラン」で定める防災の方針及び「厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」で定める防災指針との整合を図るとともに、厚木市地域防災計画に定める災害予防計画及び都市復興に向けた取組みの具現化を図るため、「防災・減災対策」、「復興事前準備」の両面を兼ね備えた計画として策定している。



出典：厚木市防災都市づくり計画

<https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/soshiki/toshikeikakuka/toshibousai/36098.html>

3 住民との関わり方

計画のとりまとめにあたっては、住民の意見を反映することが望ましい。住民との関わり方は、行政として計画の素案を策定してから住民の意見を聞く方法や、検討の初期段階から住民と意見交換し、計画を検討する方法等がある。

事前復興まちづくり計画は、被災後の復興を早期かつ的確に進めるために策定するものであり、事前に住民の理解を得ておくことが重要になる。このため、計画のとりまとめにあたっては住民の意見を反映することが望ましい。住民の関わり方について、先行事例では、以下の2タイプが挙げられる。(表4参照)

一つ目は、庁内で検討を進め、事前復興まちづくり計画の内容を素案としてとりまとめた後に、説明会やパブリックコメント等で住民の意見を聴き、計画に反映していくタイプ(計画素案型)である。被害想定として不確定要素が多い地震等の災害で、復興まちづくりのパターン等を計画としてまとめる場合、このタイプの採用が考えられる。また、津波災害であっても、計画策定前から、ある程度復興まちづくりの方針を住民と共有できている場合等にも、このタイプを採用することが考えられる。

二つ目は、計画検討の初期段階から、説明会やワークショップ等で住民と意見交換し、その意見を前提に計画検討を進めるタイプ(意見交換型)である。高台移転等の住民の生活への影響が大きい復興まちづくりを検討する場合、住民意向を踏まえた復興まちづくりの実施方針を検討することが必須であるため、このタイプの採用が考えられる。ただし、このタイプを採用する場合であっても、住民と適切に意見交換できるよう、庁内でも、想定される復興まちづくりのパターンを整理しておく等、事前に一定の検討をしておくことが必要である。

また、復興まちづくりの検討に積極的な集落等がある場合、行政が提示した被害想定等をもとに住民主体で計画を検討することも考えられる。このような場合であっても、市町村からは適切に情報を提供して、協働して検討を進めていくことが望ましい。

なお、これらのタイプはあくまで先行事例から抽出したタイプを例示するものであり、市町村においては、このタイプによらず進めることも可能である。また、他の法定計画等と連携して計画をとりまとめる場合には、その法定計画等に基づく手続きも踏まえて進めることになる。

表4 住民との関わり方のタイプ

	特徴	効果	適応が想定される市町村	事例
計画素案型	<ul style="list-style-type: none"> 庁内で委員会等での議論を経ながら、事前復興まちづくり計画の内容を素案としてとりまとめた後に、住民の意見を聴き、計画に反映していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の考え方が具体的にまとまっているので、住民と意見交換がしやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 地震災害のように、確定的な被害想定が難しい場合の復興まちづくりのパターンを整理する市町村 事前復興まちづくり計画策定前から、ある程度復興まちづくりの方針を住民と共有できている市町村 	富士市 香南市 太地町 等
意見交換型	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の案をとりまとめる前に、住民の意見を聴き、その意見を前提に計画検討を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 早い段階で複数の復興パターンを住民と検討することができ手戻りが少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 津波災害が想定される小さな集落が多い市町村 意見交換がしやすい地域コミュニティがある市町村 	黒潮町 等

4 事前復興まちづくり計画としてとりまとめた内容の公表方法

事前復興まちづくり計画としてとりまとめた内容のうち、住民と共有しておくべき内容は公表することが望ましい。公表方法は、計画の全体を公表する方法や、計画の概要や一部を公表する方法等がある。

前述の住民との関わり方と同様に、計画のとりまとめには住民の意見を反映し、住民と共有しておくべき内容は公表することが望ましい。公表の方法は、先行事例では以下の2タイプが挙げられる。(表5参照)

一つ目は、計画全体を公表する方法(全面公表型)であり、住民や関係者に対し、復興に対する市町村の考え方をより詳細に示すことができる。住民に対してもより詳細に説明できる。

二つ目は、計画の骨子となる考え方を中心に概要を公表する方法(概要・部分公表型)であり、復興時の骨子となる考え方や、住民と合意のとれた内容を共有することが可能となる。

なお、これらのタイプはあくまで先行事例から抽出したタイプを例示するものであり、市町村においては、これらによらず進めることも可能である。また、他の法定計画等と連携して計画をとりまとめる場合には、その法定計画に基づく手続きにより公表することとなる。

表5 公表方法のタイプ

	特徴	効果	適応が想定される市町村	事例
全面公表型	<ul style="list-style-type: none"> 計画全体を公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> 復興に対する市町村の考え方をより詳細に示すことができる。住民に対してもより詳細に説明できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民との被害想定や復興手順の情報共有を重視する市町村 住民との情報共有を丁寧に行い、合意形成を進めたい市町村 	富士市 香南市 葛飾区(都市計画マスタープラン) 海南市 西予市 等
概要・部分公表型	<ul style="list-style-type: none"> 計画の骨子となる考え方や一部を公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> 復興時の骨子となる考え方が共有されやすい。 合意が得られた内容や公表すべき内容を選択して公表することが可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民にわかりやすく復興に向けた施策を提示したい市町村 	太地町 印南町 葛飾区(住民との訓練内容) 等

参考事例 検討・策定段階において「策定手順」「とりまとめ方」「住民との関わり方」「公表の考え方」をどう扱ったか（採用した選択肢（着色部分）とその背景・効果）

下表に、富士市、葛飾区、厚木市、太地町において「策定手順」「とりまとめ方」「住民との関わり方」「公表の考え方」をどう扱ったか、採用した選択肢（着色部分）とその背景・効果を整理している。なお、これらはあくまで参考の例示であり、事前復興まちづくり計画の策定に取り組む市町村の状況に応じて、これらによらず進めることも可能である。

事例 1 富士市（静岡県）

	選択肢		選択の背景	効果
策定手順	復興体制や復興手順を先行して着手し、目標の検討に入る方式	目標の検討を先行して着手し、復興体制や復興手順の検討に入る方式	事前復興計画の策定以前に、都市計画マスタープランの策定に合わせて復興事前準備の検討に着手した。	復興課題を抱える地区の抽出と、復興まちづくりの基本的な考え方が整理された。
とりまとめの方法	単独型	盛り込み型	復興事前準備の必要性に気づき、「ビジョン編」と「プロセス編」を単独の計画として検討し策定した。	復興事前準備の取組全体の状況が共有しやすい。
住民との関わり方	計画素案型	意見交換型	富士市内部での検討を先行してスタートした。	行政の考え方をスタートとして、復興まちづくりの考え方を共有し、さらに具体的な内容の検討が進められた。
公表の考え方	全体公表型	概要・部分公表型	東日本大震災発生直後で災害発生への危機意識が高く、全体の計画を公表した。	復興まちづくりの時期別の内容、目標、実施体制、訓練の全体像を誰もが確認しやすくなっている。

事例 2 葛飾区（東京都）

	選択肢		選択の背景	効果
策定手順	復興体制や復興手順を先行して着手し、目標の検討に入る方式	目標の検討を先行して着手し、復興体制や復興手順の検討に入る方式	東京都による復興事前準備の取組と合わせて進めた。目標は都市計画マスタープラン改定時に検討して位置づけた。	災害発生時の庁内の役割分担や対応手順を先行して整理することで非常時の拠り所となる考え方が準備されると共に職員訓練の実施環境が整った。
とりまとめの方法	単独型	盛り込み型	東京都による地震時の被害想定から区内での甚大な被害発生の可能性が確認され、都市計画マスタープランの中に非常時の復興まちづくりの方針を位置づけることとなった。	復興まちづくりの方針として都市計画マスタープランに位置づけることで個別地区の地区計画でも復興時のまちづくりの考え方を位置づける流れができた。
住民との関わり方	計画素案型	意見交換型	大規模な自治体であり、地震により甚大な被害発生が想定される区域が広いため、行政の考え方として復興まちづくりの方針を先行して検討する必要があった。	市街地の現状特性から復興時対応のタイプ区分を明確にすることで、面的整備の必要性が高い地区から住民との復興訓練を実施する環境が整った。
公表の考え方	全体公表型	概要・部分公表型	全体公表型：全区の復興まちづくりの方針は、都市計画マスタープランの内容として公表した。 概要・部分公表型：住民との訓練による結果を地区の震災復興の進め方(案)として公表している。	区全体の震災復興まちづくりの方針と、地区別の復興まちづくりの計画に関する考え方を誰もが確認することが可能となった。

事例3 厚木市（神奈川県）

	選択肢		選択の背景	効果
策定手順	復興体制や復興手順を先行して着手し、目標の検討に入る方式	目標の検討を先行して着手し、復興体制や復興手順の検討に入る方式	都市計画マスタープランの防災の方針に「防災都市づくり計画の策定」を位置づけ、「防災を明確に意識した都市づくり」を推進するため、防災・減災対策と復興事前準備の方針のとりまとめを行った。	市街地の特性に応じて、復興時のまちづくりのタイプ区分を整理することで、復興時のスタートとなる考え方や平時の防災減災対策に必要な内容が明らかとなった。
とりまとめの方法	単独型	盛込み型 新たに策定する防災都市づくり計画に「防災・減災対策」と「復興事前準備」を位置づけ	厚木市都市計画マスタープランで定める防災の方針、厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画で定める防災指針との整合を図るとともに、厚木市地域防災計画に定める災害予防計画及び都市復興に向けた取組の具現化を図るため「防災・減災対策」と「復興事前準備」の両面を兼ね備えた計画として策定した。	都市づくりの観点から防災・減災対策と一体的に整理できた。
住民との関わり方	計画素案型	意見交換型	都市計画マスタープランや立地適正化計画の策定が先行していたため、これらを踏まえた復興まちづくりの考え方を示すこととした。	土地利用や都市基盤の整備の状況に応じた復興まちづくりの手法を示すことで住民と協議を進めるための環境が整った。
公表の考え方	全体公表型	概要・部分公表型	防災都市づくり計画として市民参加を経た上で、全体を公表した。	復興時のまちづくりの内容や考え方等が誰でも確認可能となっている。

事例4 太地町（和歌山県）

	選択肢		選択の背景	効果
策定手順	復興体制や復興手順を先行して着手し、目標の検討に入る方式	目標の検討を先行して着手し、復興体制や復興手順の検討に入る方式	都市計画マスタープランと並行して検討し、とりまとめた。	庁内で目標を検討する中で、より多くの関係者との合意形成が図られた。
とりまとめの方法	単独型	盛込み型	和歌山県のガイドラインに沿った検討で、県からの支援を受けながら策定した。	復興まちづくりの全体像が確認しやすい。
住民との関わり方	計画素案型	意見交換型	行政の考え方のひとつとしてとりまとめた。	住民説明に入る準備（たたき台）が整った。
公表の考え方	全体公表型	概要・部分公表型	行政内部で検討を進め、庁内でまとめた内容を公表した。	骨子となる概要を公表することで、行政の考えがより伝わりやすくなる。

第3章 事前復興まちづくり計画策定の各段階における実施事項

1 事前復興まちづくり計画検討の準備段階における実施事項

1-1 検討体制の構築

市町村のまちづくり部局を中心に、復興まちづくりに関係する部局を含めた検討体制を構築することが望ましい。事前復興まちづくり計画の検討は、発災後のまちの将来像や復興まちづくりの方針等、市町村にとって重要な事項を検討するものであるため、首長をはじめとした庁内全体の理解を得ながら検討を進めることが重要である。

事前復興まちづくり計画は、まちづくり部局を中心に、防災部局をはじめとした関係部局を幅広く含めた検討体制を構築することが望ましい。

検討体制の構築にあたっては、まちづくり部局が事務局になり、関係する部局で構成される庁内検討会議や勉強会を開催し、関係部局の理解を得ながら効率的に検討を進めることが考えられる。

こうした検討体制は、被災後には、復興まちづくり計画の検討体制にもなりえるため、平時から関係部局と連携することは重要である。

なお、市街地等の復興に関する分野に限らず、他分野も含めた総合的な計画を検討する場合や、復旧時の対応も含めた計画を検討する場合は、企画部局や防災部局と連携することが考えられる。

また、計画検討は市町村職員の復興まちづくりへの理解の促進や、被災時の復興まちづくりを担える人材育成の機会となるため、職員自ら主体的に検討に関わることが望ましい。

さらに、復興まちづくりを進める上では、地方公共団体の首長の役割も大きい。被災後の復興まちづくりの方向性を決定し、住民等の理解を得る際に重要な役割を担うこととなるため、首長の理解を得ながら事前復興まちづくり計画の検討を進めることが重要である。

このほか、庁内での検討体制の構築に加え、復興に関する有識者や地域の専門家等の多様な外部主体を含めた検討体制を構築し、様々な観点から議論することが考えられる。

また、検討の進捗に応じて、公共施設の整備主体または管理主体となる国、都道府県が検討体制に加わることや、近隣の市町村と連携した検討体制を構築することも考えられる。

参考事例 南海トラフ地震事前復興共同研究

愛媛県の宇和海沿岸5市町（宇和島市、八幡浜市、西予市、伊方町、愛南町）と愛媛県、愛媛大学、東京大学が共同で、南海トラフ巨大地震による大規模災害の可能性に対処するため事前復興デザイン研究に取り組み、その成果を南海トラフ地震えひめ事前復興推進指針にとりまとめた。

出典：宇和海沿岸地域 南海トラフ地震事前復興共同研究

<http://www.ccc.ehime-u.ac.jp/~rd/index.html>

1-2 基礎データの収集

市街地整備等の課題や災害発生の可能性等を把握、整理するために、都市計画基礎調査の結果や被害想定調査の結果等の基礎データを収集する。

事前復興まちづくり計画の検討に向けて、市街地等の現状を把握するため、市町村の状況に応じて可能な限り、都市計画基礎調査の結果や被害想定調査の結果等の基礎データを収集する⁵。

(表6参照)

また、事前復興まちづくり計画は、市町村の方針等を示す上位関連計画の内容を踏まえて検討することになることから、総合計画、都市計画区域の整備、開発又は保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）、市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「市町村都市計画マスタープラン」という。）等の関連する計画（表7参照）を収集、整理する。

表6 収集する基礎データの項目例

項目	内容
被害の分布・規模等	ハザードマップ、都道府県による被害想定、上位関連計画 等
人口、世帯の動向	人口・世帯数、高齢化率、高齢者のみ世帯数等の状況 等
法規制の状況	都市計画図、農業振興地域図、森林法等、各種法規制の状況 等
土地利用・建物利用	土地利用現況図、建物利用現況図、建物構造別分布 等
都市施設の整備状況	根幹的な都市施設や防災施設の整備状況、農道や林道の整備状況 等
市街地開発事業	市街地開発事業（土地区画整理事業や市街地再開発事業等）の状況 等
建物の耐震化状況	建物の固定資産課税データ（築年数）等から把握される耐震化の状況
災害発生時に活用可能な土地	災害発生時に応急仮設住宅用地や災害廃棄物処理用地等として活用可能な公園、未利用地の状況 等

表7 上位関連計画等の例

上位関連計画	留意すべき情報
総合計画	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の将来目標や重視する事項 防災に関する方針 等
都市計画区域マスタープラン	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用の方針 根幹的な都市施設の方針 等
市町村都市計画マスタープラン	<ul style="list-style-type: none"> まちの発展経緯、将来都市構造や拠点地区等の位置づけ 被害想定地区周辺の土地利用や都市施設に関する方針 防災に関する方針 等
立地適正化計画	<ul style="list-style-type: none"> 各種災害のハザード、リスク 目指すべき都市の骨格構造 都市機能誘導区域や居住誘導区域 誘導施策 等
地域防災計画	<ul style="list-style-type: none"> 過去の災害履歴 被害想定（ハザード・リスク） 復興時の体制・手順や復興計画の策定体制 等
国土強靱化地域計画	<ul style="list-style-type: none"> 大規模自然災害等に対する脆弱性評価 復興まちづくりへの取り組み等のリスクシナリオを回避する各種施策 重要業績指標（KPI） 等
人口ビジョン・総合戦略	<ul style="list-style-type: none"> 将来人口 各種施策 等

※ 上記に示す基礎データの項目や上位関連計画は、あくまで例であり、地域によっては整備・策定されていない場合もあるため留意が必要である。

⁵ 基礎データの収集、整理については、復興事前準備ガイドライン P28、29 を参照

2 事前復興まちづくり計画の検討段階における実施事項

2-1 ① 復興課題の整理(基礎情報の把握・整理)

収集した基礎データや上位関連計画をもとに、人口・世帯の動向をはじめとした市街地の特性や課題等の基礎情報を把握、整理する。

復興まちづくりの目標等は、人口動態や産業動態等の市町村の統計のほか、総合計画や市町村都市計画マスタープラン等の上位関連計画に位置づけられているまちづくりの方針やまちの将来像等を踏まえて検討することになることから、関係する統計データや上位関連計画の位置づけ、内容を整理しておく必要がある。

特に、大規模な災害発生後は、人口減少や産業の衰退等の社会トレンドが加速し、地域が被災前から抱えていた課題が顕在化することから、こうした課題に対応した検討ができるよう、人口動態や産業動態等は、将来の推計も含めて整理しておくことが重要である。

将来人口を適切に設定するため、国立社会保障・人口問題研究所による将来予測を基本とすることが考えられる⁶。なお、発災後の社会トレンドの加速化の影響を正確に推計することは困難であるが、過去の災害の傾向の分析や、住民や事業者への意向調査等をきめ細かく実施することも効果的と考えられる。

復興検討区域(2-1 ③ 復興課題の整理参照)の抽出や復興まちづくりの実施方針の検討にあたっては、土地利用現況、建物利用現況、基盤整備状況、法規制の状況等の基礎データと被害想定を重ね合わせた情報を活用することになるため、こうした基礎データも整理しておくことが重要である。

なお、大規模災害発災後は、応急仮設住宅やがれき置き場として活用できる土地を早期に決める必要があり、また、復興まちづくりを進めるにはこれらの土地の位置等を考慮する必要がある。

そのため、事前に地籍調査の実施状況を把握するとともに、応急仮設住宅やがれき置き場として活用できる可能性のある土地について、土地の面積や位置、所有者等を確認しておくことが重要である。

⁶ 人口推計には、将来人口・世帯予測ツール V2 (H27 国調対応版) (国土技術政策総合研究所) も活用できる。
(国勢調査の小地域人口・世帯データを用いてコーホート法により将来人口予測を行うとともに、マップ表示する機能を備えた Excel ベースのツール)
参照 : <https://www.geospatial.jp/ckan/dataset/cohort-v2>

2-1② 復興課題の整理(被害想定)

国や都道府県の情報等をもとに災害による被害を想定する。その際、当該市町村において最大規模の災害による被害を対象とする必要があるが、様々な被災に柔軟に対応できるよう、災害の頻度や規模を考慮した複数の被害想定や、それに応じた選択肢のある復興まちづくりを検討しておくことも重要である。

被害想定は、地域防災計画で想定している災害を基本とし、国、都道府県での被害想定をもとに、災害特性、被害状況を確認する⁷。その他の参考とすべき想定があれば、その内容も考慮する。

事前復興まちづくり計画は、被災後に面的整備等の復興まちづくり事業の検討が必要となる大規模な災害を想定するものであり、市町村において想定される最大規模の災害による被害を対象とする必要がある。

ただし、想定した災害による被害と実際の被害は必ずしも一致しないことから、様々な被災に柔軟に対応できるよう、災害の頻度や規模等、複数の被害を想定し、それに応じた選択肢のある復興まちづくりを考えることが重要である。また、近年の災害発生の激甚化を踏まえて、地震発生後に間を置かず水害が発生する等の複合災害を想定することも考えられる。

市町村の検討の進め方は、最大規模の災害による被害を想定して検討し、その後、複数の被害についても検討することが考えられる。

例えば、津波の場合、L1とL2の津波災害による被害想定を把握した上でL1とL2、それぞれの復興まちづくりについて検討することも考えられる。(図14参照)

また、最大規模の災害による被害が甚大で復興まちづくりの検討が難しい場合は、先に比較的、高頻度で中程度の災害による被害を想定して検討することも考えられる。

なお、被害想定は、復興検討区域の抽出や復興まちづくりの実施方針の検討の際に活用するため、単に建物被害棟数等の量的な把握に留まらず、図上で被害程度を把握する必要がある。

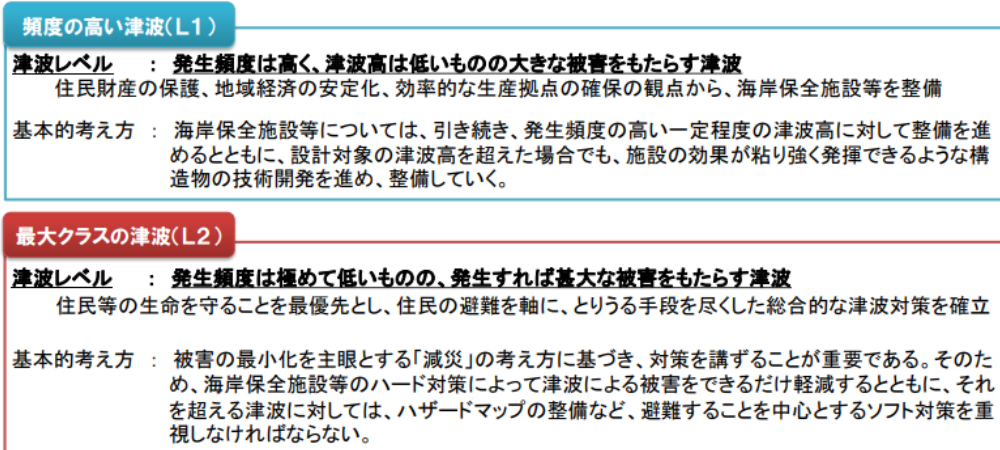


図14 津波レベルについて

出典：国土交通省ホームページ 津波防災地域づくり法について

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/tsunamibousai.html>

⁷ 被害想定の確認については、復興事前準備ガイドライン P30 を参照

2-1③ 復興課題の整理

整理したまちの基礎データと被害想定をもとに復興課題を整理する。

土地利用現況、建物利用現況、基盤整備状況、法規制の状況等の基礎データと被害想定を重ね合わせることで、復興課題を整理する。

具体的には、土地利用・建物利用状況や、土地利用規制の状況、基盤整備状況、上位関連計画における区域の位置づけ等の基礎データと被害想定を重ね合わせて、大きな被害が想定される区域や、復興まちづくり事業の実施が見込まれる区域等を確認し、復興課題を整理する。

なお、整理した復興課題を踏まえて、面的整備等の復興まちづくり事業の実施を検討する必要性が高くなると想定される区域を復興検討区域として抽出し、復興パターン（被災地域からの移転や安全性が高められた地域への集約、防護施設整備を前提とした現地再建、市街地の改造型の基盤整備、修復型の基盤整備等の復興まちづくりの方向性）を検討することになる。

この復興検討区域の抽出や、復興パターンの検討方法は、「2-3 復興まちづくりの実施方針の検討」で記述する。

参考事例 復興課題の整理の例

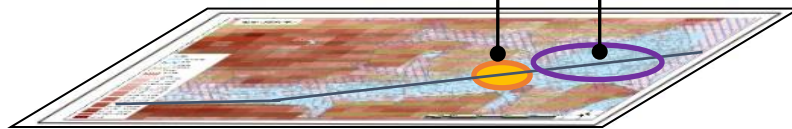
例1 津波・水害を想定する場合

被災した地区の市街地特性として基盤整備の状況を確認し、上位関連計画から被災後の復興まちづくりで地区が担うべき役割を把握する。加えて、津波浸水想定での災害リスクと建物被害の分布等を重ね合わせることで、地区の復興課題を抽出する。

●復興課題の整理

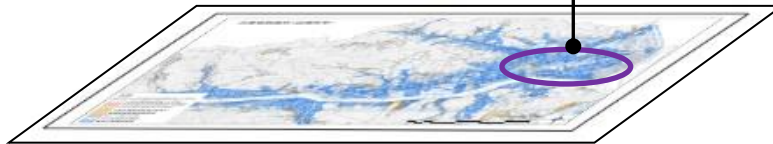
河川沿いの低地に形成されている拠点的な市街地と農地が混在する地区。上位計画では「駅周辺の拠点」に位置づけられている

多くの居住者がいるが被災すると現地再建には土地の高上げが必要



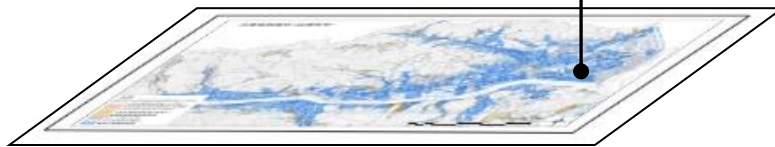
●建物被害の分布想定図

木造家屋が多数倒壊する可能性が高い区域



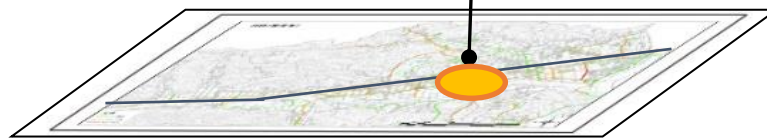
●津波浸水想定・災害リスク (地形、ハザードマップ、災害履歴等)

津波浸水想定区域（浸水深 2m 以上の区域）



●上位関連計画での位置づけ

駅周辺の拠点として位置づけ

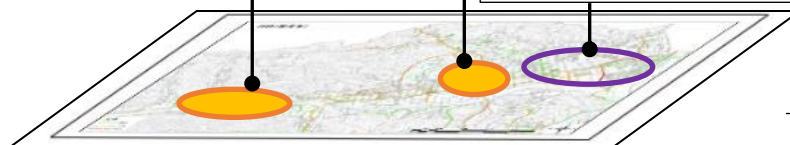


●市街地特性(面整備状況・インフラの整備状況、建物の特性)

面整備済み

市街地と農地が混在する区域

木造家屋が多数立地する区域



市街地等の骨格構造、上位関連計画と災害との関係が確認可能

例2 地震を想定する場合

被災した地区の市街地特性として液状化の可能性、基盤整備の状況、木造住宅の立地状況等を確認し、上位関連計画から被災後の復興まちづくりで地区が担うべき役割を把握する。加えて、建物被害の分布等を重ね合わせることで、地区の復興課題を抽出する。

●復興課題の整理

地震により甚大な被害が想定される。復興には基盤整備が必要。

被災後も、拠点としての役割を担うことが考えられる



●建物被害の分布想定図

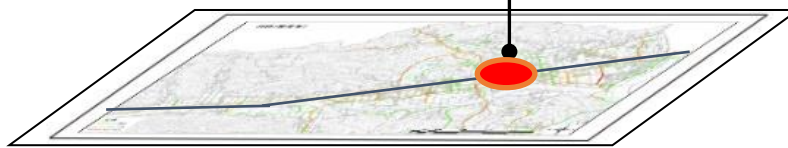
老朽化した木造家屋が密集し被害大が想定される区域

液状化による地形の変状に伴い建物の倒壊の可能性が高い区域



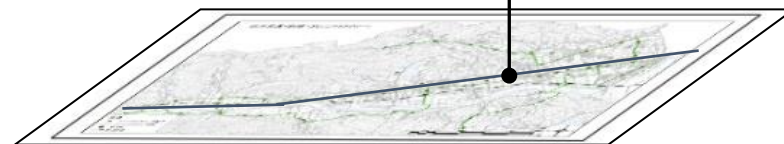
●上位関連計画での位置づけ

駅周辺の中心拠点地区



●道路や大規模公園の整備方針

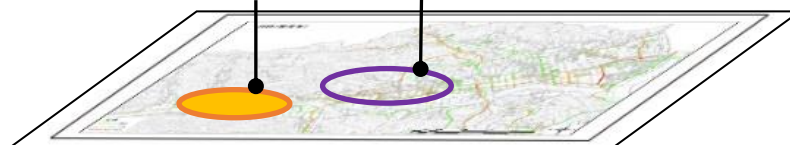
整備の優先性が高い道路



●市街地特性(面整備状況・建物の特性)

面整備済み

老朽化した木造家屋が密集する区域



●市街地特性(液状化の可能性が高い区域等、災害リスク(災害履歴等))

液状化の可能性が高い区域



市街地等の骨格構造、上位関連計画と災害との関係が確認可能

2-2 復興まちづくりの目標の検討

上位関連計画や、人口減少等の地域課題を踏まえて、復興まちづくりの目標や、その目標の実現に向けた基本的な考え方を検討する。

市町村都市計画マスタープラン等の将来都市構造を基本とし、復興後の都市構造を検討する。

被害想定が甚大で、既往計画では将来像の検討に対応できない場合は、新たな観点からの検討が必要な場合もあり得る。

復興まちづくりの目標、目標の実現に向けた基本的な考え方、将来都市構造について、総合計画や市町村都市計画マスタープラン等、関連計画におけるまちの将来像を踏まえて検討する。

(1) 復興まちづくりの目標

1) より良い復興に向けた目標の設定

復興で目指すべきまちの目標の設定にあたっては、単に元のまちに戻すだけでなく、被災前よりも災害に強いまちを目指す等、より良いまちを目指すことを念頭に置いた目標や、その目標の実現に向けた基本的な考え方を示すことが望ましい。

例えば、今後、同様の被災があった場合、防災性を高めて復興する場合には「被災を繰り返さないまちづくり」、避難を前提としたハード整備による防災性の向上により復興を目指す場合には「避難を前提とした復興まちづくり」、産業の復興が重要な地域である場合には「地元の漁業、商業、事業所と住民が協働で進める復興まちづくり」と位置づけることが挙げられる。

2) 地区別の目標の設定

市町村の規模が大きい場合等は、市町村全体の目標のほか、地域によって被災状況が異なることや地域特性によって復興の方向性が異なることも考えられる。そのため、地域や復興検討区域に応じた目標の考え方を整理しておくことも重要である。

(2) 基本的な考え方

1) 社会動向等を踏まえた目標の設定

東日本大震災等の過去の災害を踏まえると、大規模な災害は社会トレンドを加速化させ、地域が被災前に抱えていた人口減少、若者の流出、高齢化、産業の衰退等の長期的課題を一層顕在化させることになる。

したがって、社会動向等の変化を注視しながら、まちの将来像がどのように変化していきそうなのか、災害の発生がその変化に対してどのような影響を与えると考えられるのか、平時から検討しておくことが望ましい。さらに、人口減少が著しく、高齢化も進行している場合、目標を被災前の水準に設定することさえ容易ではないことも想定されるため、持続可能なまちを目指し、地域の新たな発展の可能性を模索して目標を検討することが考えられる。

2) 人口減少下における適正な事業規模の設定

将来の人口や産業等の規模は、復興後の姿を検討する際の最も基本的な基礎情報であるため、目標を設定する際には、これらの基礎情報を踏まえて、基盤整備が過大とならず、適切な規模になるよう十分に留意することが必要である。特に、近年の人口減少下においては、復興後の目標の設定を慎重に行うことが必要である。

目標を設定する際に、市町村において立地適正化計画を策定している場合は、その内容を踏まえて検討することが考えられる。

また、事前復興まちづくり計画において、復興後の目標を設定しても、その後に住民意向が変化して、目標が適切な規模ではなくなる場合も考えられる。そのため、住民意向の変化を注視しつつ、復興まちづくり事業の中で柔軟に対応できるよう考慮しておくことや、復興時に基盤整備の規模を縮小できるように対応方法を検討しておくことが考えられる。

表8 事前復興まちづくり計画における、復興まちづくりの目標・方針の事例

計画名	静岡県・富士市事前都市復興計画 (平成28年3月)	愛媛県・西予市事前復興計画 (令和5年3月)	東京都・葛飾区都市計画マスタープラン (平成23年7月)	神奈川県・厚木市防災都市づくり計画 (令和5年3月)
被災想定	南海トラフ地震 (揺れ・火災)	南海トラフ地震(揺れ・津波・火災)	首都直下地震 (揺れ・火災)	地震・洪水・土砂災害
復興まちづくりの目標	下記の視点を基本理念において配慮すべき事項としている。 視点1 <u>持続可能なまちづくり</u> 視点2 <u>市民・事業者が安心</u> して生活・操業できる場の確保 視点3 <u>市民・事業者・行政の協働</u> によるまちづくり	復興目標は「 <u>発災後に、市民や関係者等の意見を反映し、決定する。</u> 」としている。復興方針の1つに「 <u>コンパクトな市街地・集落の形成</u> 」を位置づけ。個別地域を対象として事前復興まちづくり計画を策定。三瓶東地区では住民参画で復興の目標等を設定。	「震災復興まちづくりの方針」として「 <u>被災を繰り返さない、水と緑あふれる市街地の形成</u> 」をテーマとし、目標の1つに「 <u>安全な地盤の構築</u> 」として、 <u>堤防と一体となった沿川市街地の高台化</u> 等を位置づけ。	目標は「 <u>誰もが安心して安全に暮らせる災害に強い都市</u> 」を目指すとしている。「厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」の趣旨を踏まえ、 <u>復興と合わせて居住誘導区域への緩やかな誘導を図るとしている。</u>

(3) 将来の都市構造

復興後の都市構造は、市町村都市計画マスタープランや立地適正化計画等に位置づけられた将来の都市構造が基本となる。

将来の都市構造は、基盤整備の実施等により都市の課題解決を目指す修復型のまちづくりを中心に検討することとなるが、実際に発生した災害が非常に大規模で市街地等が壊滅してしまい、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、これまでに検討された将来都市構造とは異なる方向性も含めて、都市構造が検討されることもあり得る。このことを目標検討の際に考慮して、適切に位置づける。

参考事例 富士市事前都市復興計画 復興まちづくりの基本理念（静岡県富士市）

富士市では、「第4次地震被害想定」で想定している被害が発生した場合においても、将来のまちの骨格形成に大きな影響を与えることがないため、復興まちづくりで目指す将来都市構造構想は、都市計画マスタープランの将来都市構造を踏襲することとしている。ただし、想定を大幅に超える被害が発生した場合には、拠点等の再配置について検討することとしている。

将来のまちの骨格図（都市計画マスタープラン）



出典：富士市都市計画マスタープラン

<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/machi/c1201/fmervo000000445e.html>

2-3 復興まちづくりの実施方針の検討

復興まちづくりの実施方針の検討にあたっては、まず、面的整備等の復興まちづくり事業の実施を検討する必要性が高くなると想定される区域を復興検討区域として抽出する。

抽出した復興検討区域を対象に、まちの基礎データや被害想定を踏まえて復興パターンを検討し、復興まちづくりの方針図を作成することを基本とする。

また、復興パターンに応じた市街地整備等の実施手法や、土地利用や市街地整備、道路交通、公園、防災に関する分野別方針も整理することが望ましい。

このほか、復旧から復興までの流れを時系列で整理することや、復興まちづくりの進め方や住民との関わり方を整理することが考えられる。

(1) 復興検討区域の抽出

面的整備等の復興まちづくり事業の実施を検討する必要性が高くなると想定される区域を復興検討区域として抽出する。具体的には、被災市街地等を含む区域に加えて、高台移転等により新たに整備することが想定される区域も含めて広く抽出する。

復興検討区域は、被災の状況に応じて市町村全域のものから、数十ヘクタール程度の地区レベルのものも想定され、被災後、復興計画や復興まちづくり計画を策定する際には、この復興検討区域を、復興計画の区域（計画区域）にすることも考えられる。

なお、抽出した復興検討区域内では、復興パターンを検討することになる（図15参照）。この復興パターンの検討方法は、「(2) 復興パターンの検討」において記述する。

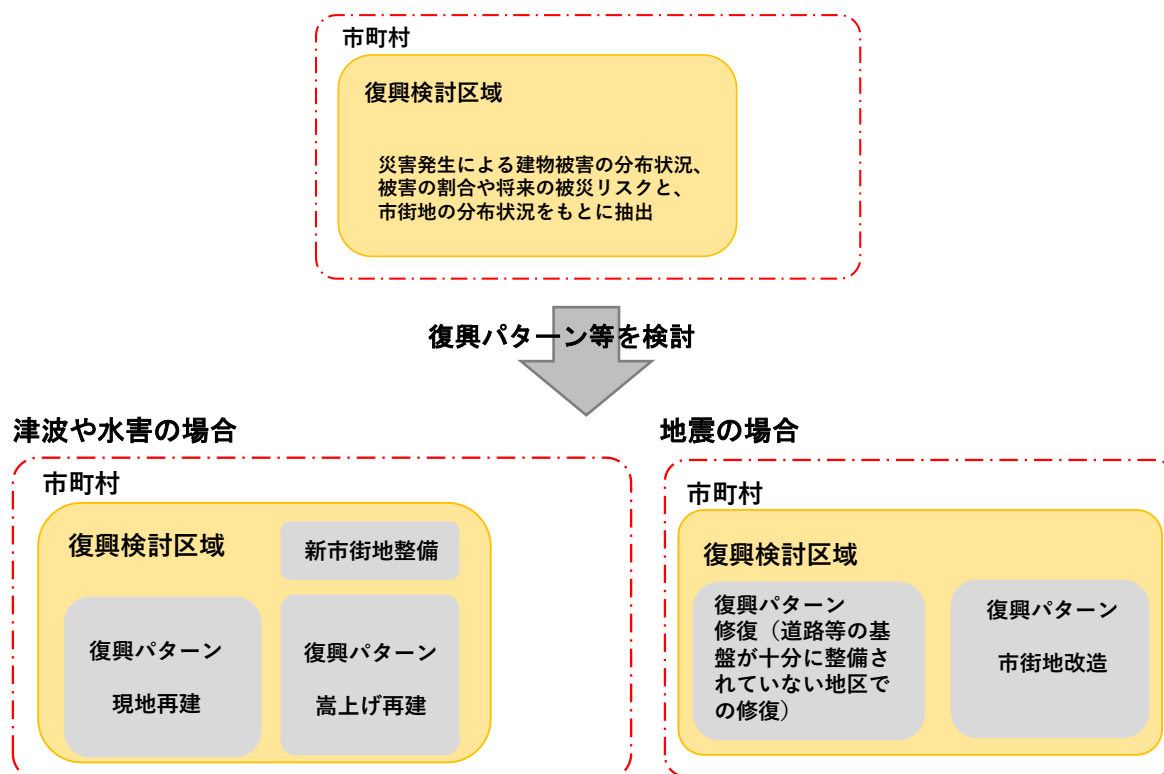


図15 復興検討区域の抽出から復興パターンの設定までのイメージ図

(2) 復興パターンの検討

復興パターンとは、地域特性を踏まえ、被災地域からの移転や安全性が高められた地域への集約、防護施設整備を前提とした現地再建、市街地の改造型の基盤整備、修復型の基盤整備等の地域特性や被災状況等を踏まえて検討される市街地整備方針のパターンをいう。「2-1③ 復興課題の整理」において抽出した復興検討区域内を対象に、まちの基礎データや被害想定を踏まえて復興パターンを検討し復興まちづくりの方針図として整理する。検討にあたっては、頻度が高く規模が小さい災害に対しては、建物や市街地等、人命も財産も守られるが、頻度が低く規模が大きい災害に対しては、人命を守ることを優先するまちづくりを目指すことが考えられる。

また、復旧・復興に要するコストや時間、将来人口等を考慮して、市街地をコンパクトにする等、原形復旧によらない迅速な復旧・復興の方法を検討することも考えられる。

検討にあたっては、以下の視点での検討が挙げられるほか、災害タイプごとに検討方法が異なるので参考にされたい。

1) 復興パターン検討にあたっての視点

①土地利用状況や市街地の特性

復興まちづくり事業は、一定程度の住居や都市機能のまとまりのある地域において実施されるため、被災が想定される地域の土地利用の確認が必要になる。市街地である場合、都市基盤の整備状況等を確認しておく、復興パターンを検討する際の参考となる。

②関連計画における地区の位置づけ

次の場合は、復興まちづくりの際に面的整備を導入し、将来の都市構造の実現を図ることが考えられるため、被害が想定される地域の将来の土地利用等を関連計画も踏まえて検討することが重要である。

- ・被害が発生する地域が将来的に都市の中心拠点になることが計画されている
- ・道路や公園等の公共施設整備が計画されている
- ・土地利用転換が市町村都市計画マスタープラン等の関連計画において位置づけられている

③被害想定やその他の災害リスク

市街地における浸水深さの分布や液状化被害の分布等、想定される被害を地図上で確認しておく、復興まちづくりを検討する際の参考となる。

また、事前復興まちづくり計画の検討の前提となる大規模災害に加え、その他の災害（例えば、地震や津波を想定している場合、水害や土砂災害）のリスクについても確認しておく、様々な災害に強い復興まちづくりを検討する際の参考になる。

2) 災害タイプ別の検討方法

①津波・水害

津波や水害の場合、ハザード情報から浸水域や浸水深がわかり、家屋等への被害が発生する地域がある程度確定的に想定できる。

そのため、被害が想定される区域の地形や土地利用状況等を踏まえて、復興パターンを検討し、その復興パターンに応じた市街地整備等の実施手法を整理することが考えられる。

②地震

地震の場合、揺れによる建物被害や地震により発生する火災による被害等を確定的に想定することが困難なことから、耐震性の低い建築物が多くある等の建物倒壊のリスクや、土地条件等を踏まえた液状化のリスク、木造住宅が密集している等の市街地火災のリスクを考慮して被災状況を想定する必要がある。

そのため、甚大な被害が発生する可能性が高い区域を想定し、これらの区域における被害程度や道路等の基盤整備の状況等を踏まえて、実施可能な市街地整備等の実施手法を整理することが考えられる。

災害タイプごとに想定される復興まちづくりの実施方針の検討方法は、地域の実情に応じて復興パターン、及び復興パターンに対応した市街地整備等の実施手法を検討することが望ましい。

(表9参照)

表9 災害に応じた復興パターンの検討方法

災害タイプ	検討方法	事例
津波・水害タイプ	① ハザード情報による被害発生の可能性をもとに、土地条件(地形特質)に照らして、どのような復興パターンが考えられるか検討する。 ② 復興パターンを比較検討して、発災頻度や被災状況に応じた最適な選択肢を復興まちづくり方針として整理する。	美浜町 太地町 等
地震タイプ	① 土地条件(液状化のしやすさ)と既存建物の構造、建築年次の分布、道路基盤の状況の組み合わせから、甚大な被害の発生可能性を想定する。 ② それを前提とした被害の程度と現状の基盤整備の状況との組み合わせから、復興の方向性を復興パターンとして設定する。	葛飾区 富士市 等

(3) 市街地整備等の実施手法の検討

整理した復興パターンにおいて活用することが想定される市街地整備手法を整理することが望ましい。

この際、事業に要するコストや期間、事業完了後の維持管理費等を検討し、活用する際のメリット・デメリット等を整理しておくことで、実際に被災した際にも、復興まちづくりの実施方針を検討する際の有効な検討材料となる。

東日本大震災からの市街地復興事業は、津波被災市街地復興手法検討調査のとりまとめ⁸や東日本大震災による津波被害からの市街地復興事業検証委員会とりまとめ⁹において、各事業の特徴や留意点が整理されているので参考にされたい。

都市計画区域外等の一部の区域においては、活用可能な市街地整備手法が限定される点にも留意する必要がある。

⁸ 参照：東日本大震災からの津波被災市街地復興手法検討調査のとりまとめ
<https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi-hukkou-arkaibu.html>

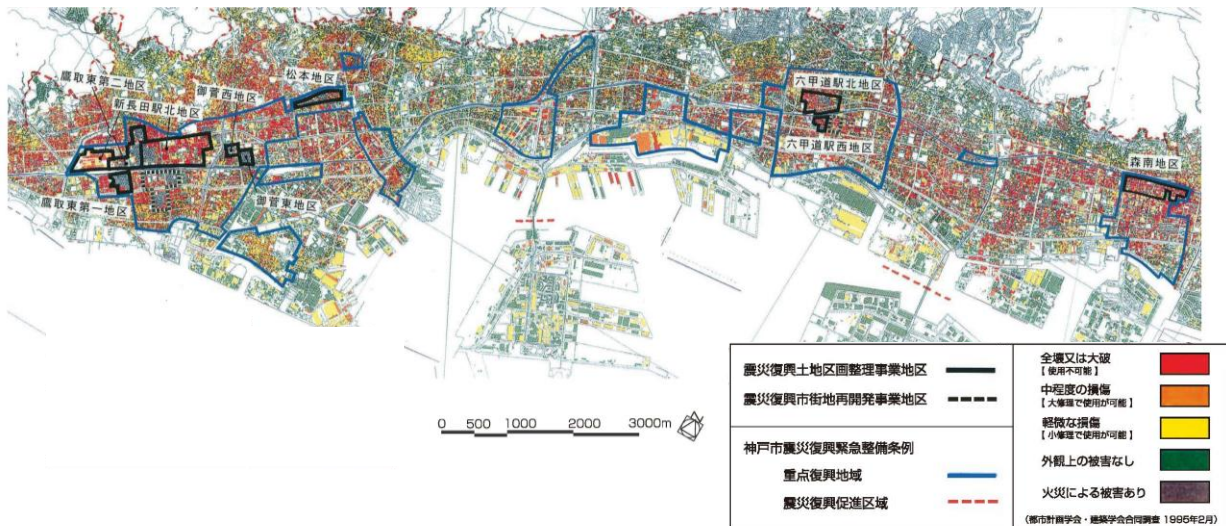
⁹ 参照：東日本大震災による津波被害からの市街地復興事業検証委員会とりまとめ
https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_fr_000042.html

参考事例 阪神・淡路大震災での復興パターンの設定（兵庫県）

阪神・淡路大震災からの復興まちづくりでは、被災状況、市街化の状況と関連計画での位置づけを踏まえて、震災復興促進区域を広範囲に定め、そのうち基盤が未整備で接道等に問題が多い地域を中心に重点復興地域に位置づけて面的整備等が進められた。

- ① 三宮等の都心商業地区は、道路等の基盤はおおむね整備済みであり、地区計画、総合設計等で景観等にも配慮しつつ建物再建を進める。
- ② 鉄道駅周辺等では、市街地再開発事業、土地区画整理事業、住宅市街地整備総合支援事業等で、ポテンシャルに対応した駅前広場や道路等の都市基盤と建物再建を併せて行う。
- ③ 淡路地域等、基盤未整備地区では、土地区画整理事業、密集住宅市街地整備促進事業等で、都市基盤整備と建物再建に必要な敷地整備を併せて行う。
- ④ 耕地整理で市街地の形態ができていない地区では、土地区画整理事業、住宅市街地整備総合支援事業等で、必要な基盤や住宅の整備を行う。
- ⑤ 戦災復興土地区画整理事業等で都市計画施設が整備済みであるが、区画道路等が不足している市街地で面的に被害を受けた地区では、区画道路を確保する土地区画整理を行い、一方、被災建物が散在している地区では、自力再建困難な敷地の共同化を住宅市街地整備総合支援事業、優良建築物等整備事業等を活用して再建を支援する。

出典：復興市街地整備事業とその推進方策に関する調査 概要版
阪神・淡路大震災復興事例を通して 兵庫県 2003年3月



出典：神戸市ホームページ

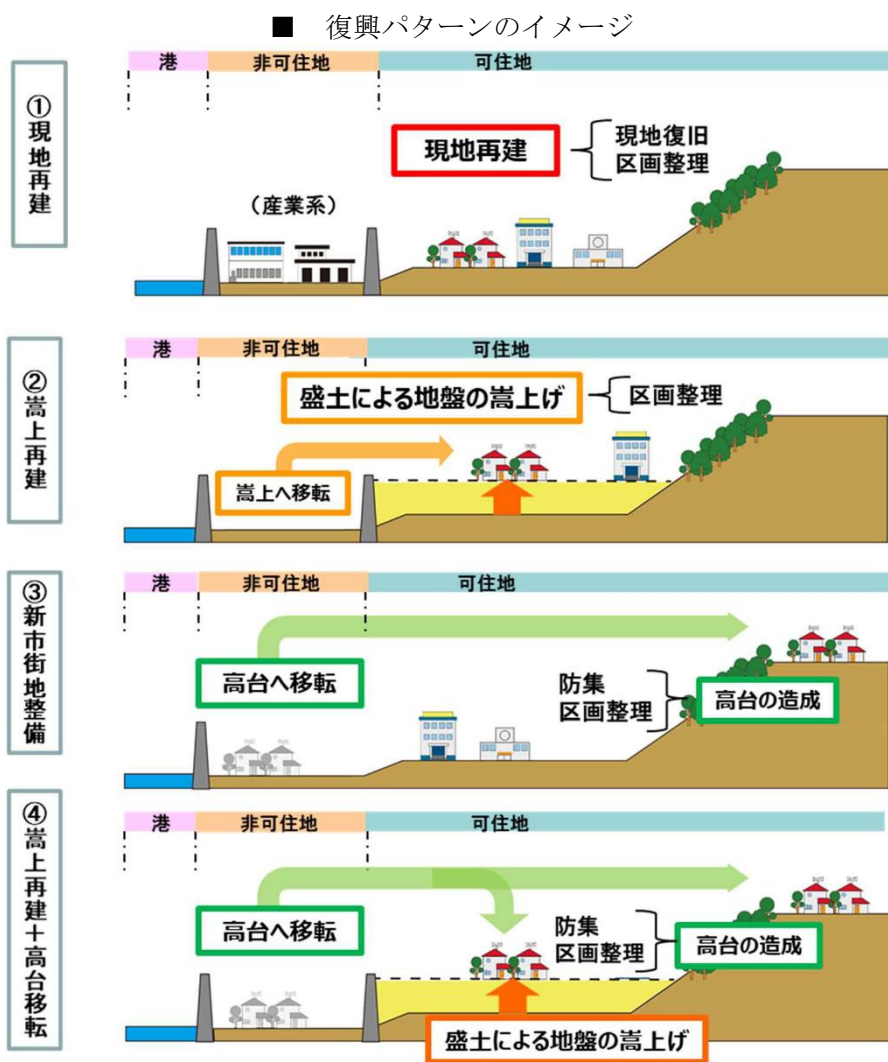
<https://www.city.kobe.lg.jp/a13150/shise/kekaku/jutakutoshikyoku/adjustment/shinsaiukkko.html>

参考事例 地域特性別の被害想定、復興パターンの例示

A 海岸部 — 津波による被災

(A-1) 復興パターン

復興パターン	概要
現地再建	堤防等により安全性を高めた上で、現位置で市街地等を再建
嵩上再建	被災前の市街地等を嵩上げし、安全性を高めた嵩上げ部へ移転
新市街地整備	高台等に新たな市街地等を整備し、都市機能を移転
嵩上再建＋高台移転	嵩上げに加え、一部は高台移転、現地再建等と組み合わせ 被災の恐れのある区域は非可住地とし、高台を可住地とする



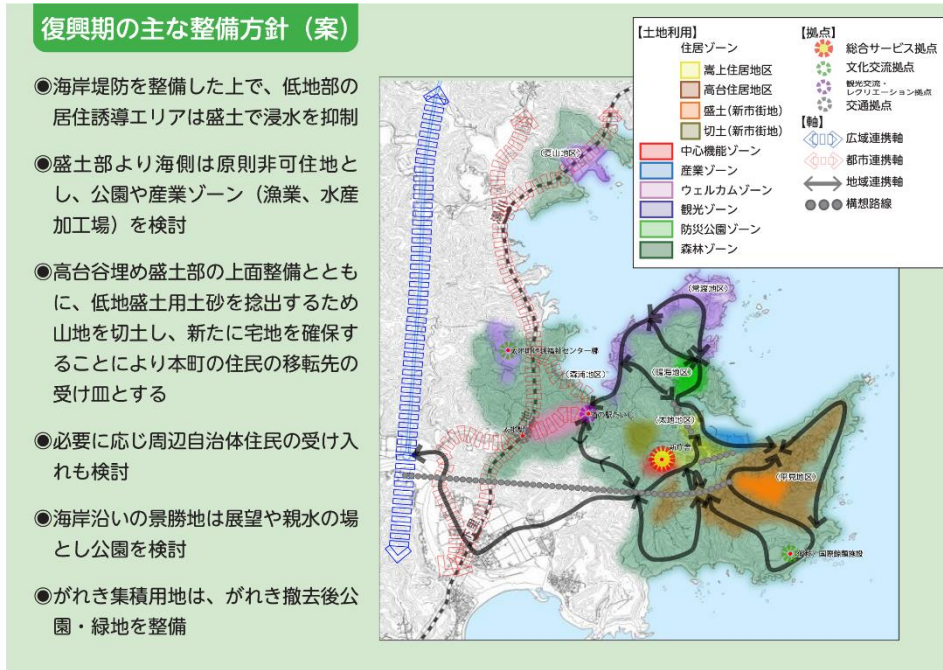
出典：東日本大震災による津波被害からの市街地復興事業検証委員会とりまとめ

https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_fr_000042.html

(A-2) 復興まちづくりの方針図

事例 1：和歌山県太地町の事例

太地町では、津波による被災を想定し、復興期の主な整備方針（案）として、低地で盛土して浸水を抑制する居住誘導エリアや、山地への新たな宅地の確保等を含めて作成している。

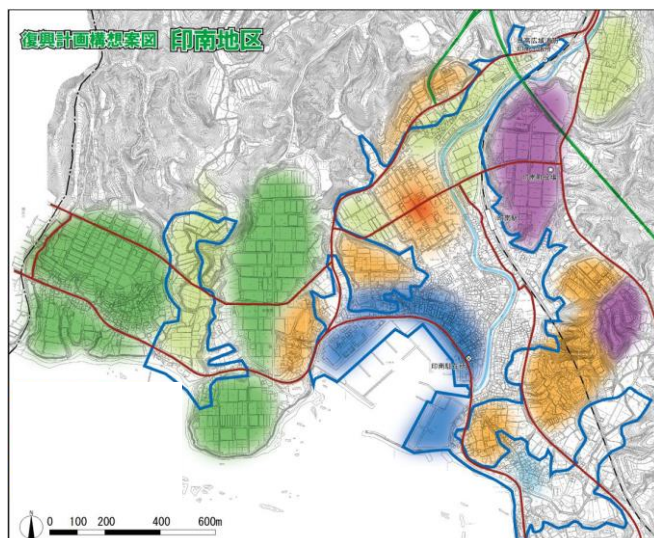


出典：太地町事前復興計画概要版

<https://www.town.taiji.wakayama.jp/bousai/zizenhukkoukeikaku.html>

事例 2：和歌山県印南町の事例

印南町では、甚大な災害が想定される印南地区と、切目地区の2地区を対象に土地利用配置を検討している。沿岸部の地形は山地が迫り平地が狭小なため、居住エリアを高台移転等により津波で浸水しない区域に配置することを基本としている。



出典：印南町事前復興計画概要版

<https://www.town.wakayama-inami.lg.jp/0000001461.html>

その他、東日本大震災からの復興では、次のように工夫しながら復興まちづくりが進められている。復興まちづくりの実施方針を考える上でも参考にされたい。

事例3 既存集落への「差し込み」による移転（大船渡市）

移転先として新たな住宅団地を造成するのではなく、既存集落に散在する未利用地等を移転先とする既存集落への「差し込み」等、既存ストックの活用も行われた。

■ 神坂地区（岩手県大船渡市）の「差し込み」による復興の例



出典：大船渡市提供資料

事例4 防潮堤と海岸部のまちづくりを両立した取組み（気仙沼市）

気仙沼市の内湾地区では、県、市及び住民・事業者の連携により、公共公益施設、観光商業施設と防潮堤を一体として整備する等、景観に配慮した快適な空間のデザインと津波防災を両立させた。



出典：気仙沼観光推進機構ホームページ

<https://kesennuma-kanko.jp/naiwan/>

B 市街地等・内陸部 — 地震による被災

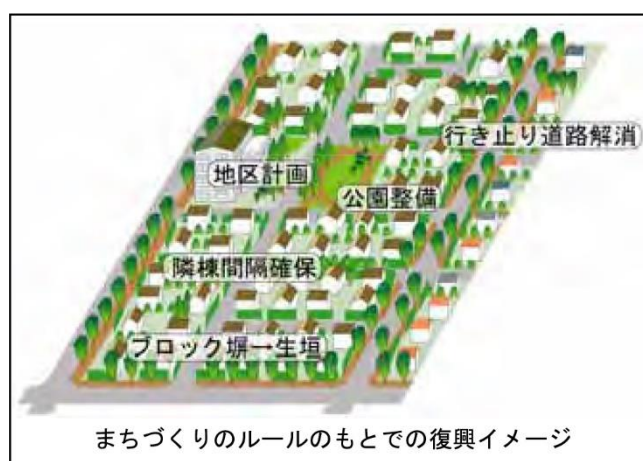
(B-1) 復興パターン

被害想定	基盤整備の状況	復興パターン	概要
被害程度 大	整備不十分	市街地改造	土地区画整理事業等の面整備により復興を進める
被害程度 小	整備不十分	修復 (軽度な基盤整備等)	軽度な基盤整備や土地利用再編により復興を進める
被害程度 大	整備済み	修復(共同化等)	共同化等、建物の再整備により復興を進める
被害程度 小	整備済み	個別再建	個別建物の建て替えで復興を進める

■ 復興パターン別の復興イメージ



^{*}都市において、生活の基盤となる道路・鉄道等の交通施設、公園・緑地、上下水道等の供給処理施設のこと。



出典：葛飾区都市計画マスタープラン

<https://www.city.katsushika.lg.jp/information/1000084/1030260/1006017/1006171.html>

(B-2) 復興まちづくりの方針図

事例 1：東京都葛飾区の事例

地震による被害想定や基盤整備の状況をもとに、葛飾区全域を対象に「基盤整備型修復地区」「修復・改善型修復地区」「誘導・個別再建型復興地区」と「拠点整備型復興地区」の4つに区分している。

■ 震災復興まちづくりの方針図（事業手法のイメージ）



出典：葛飾区都市計画マスタープラン

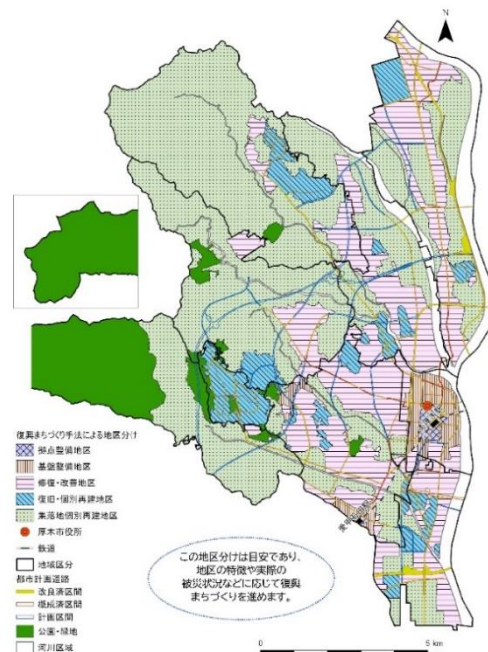
<https://www.city.katsushika.lg.jp/information/1000084/1030260/1006017/1006171.html>

事例 2：神奈川県厚木市の事例

厚木市全域を対象に、土地利用や都市基盤の整備の状況に応じた 5 つの復興まちづくり手法を設定し、災害により大きな被害を受けた場合には、この手法に基づき復旧・復興を推進することとしている。

■ 土地利用や被害想定を踏まえた復興まちづくり手法

土地利用及び都市基盤の整備状況		復興まちづくり手法	
市街化区域	都市機能誘導区域(駅周辺)	ア 拠点整備地区	駅前広場や都市計画道路等の整備を含めた一体的な市街地整備による復興を検討します。
	都市機能誘導区域等	イ 基盤整備地区	より安全性・利便性の高いまちづくりを目指し、土地区画整理事業等の面的な市街地整備手法による復興を検討します。
	都市基盤が整っているが、一部で都市計画道路等の整備予定の土地がある	ウ 修復・改善地区	既存の道路等の都市基盤をいかした市街地の修復・改善による復興を検討します。
	都市基盤の整備が完了している	エ 復旧・個別再建地区	都市基盤の復旧を進めつつ、地区計画等を導入し、まちづくりのルールの下で個別再建を図ります。
市街化調整区域	オ 集落地個別再建地区	都市基盤の復旧を進めつつ、被災施設の移転も含め、復旧の方針を検討します。	



出典：厚木市防災都市づくり計画

<https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/soshiki/toshikeikakuka/toshibousai/36098.html>

復興パターンに応じた復興まちづくりを進めるために活用が期待される主な市街地整備手法を下表に示す。実際の復興まちづくりでは、これらの市街地整備手法を中心としながら、被災地の実状に応じて他の関連事業を適切に組合せながら取り組むことになる。(表9、10参照)

表10 復興パターンに対応する主な市街地整備手法

復興パターン	主な内容	活用が期待される主な市街地整備手法	事例
市街地改造、嵩上 再建	<ul style="list-style-type: none"> ・抜本的な基盤整備や土地利用再編を伴う復興 ・盛土による嵩上げを伴う復興 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業 ・市街地再開発事業 ・一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業等 	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災における土地区画整理事業(気仙沼市、大船渡市、女川町等) ・東日本大震災による一団地の津波防災拠点市街地形成施設(大船渡市等) ・関東大震災における帝都震災復興土地区画整理事業 ・阪神・淡路大震災における市街地再開発事業、土地区画整理事業等(神戸市等) ・熊本地震における被災市街地復興土地区画整理事業(益城町)
修復 (軽度な基盤整備等)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災区域内の軽度な基盤整備や土地利用再編を伴う復興 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業 ・市街地再開発事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・糸魚川市駅北大火における敷地整序型土地区画整理事業(糸魚川市)
修復 (共同化等)	<ul style="list-style-type: none"> ・共同化による街区レベルでの土地利用再編を含む個別再建を中心とした復興 	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地再開発事業 ・優良建築物等整備事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災における市街地再開発事業等(石巻市) ・阪神・淡路大震災における優良建築物等整備事業(芦屋市)
移転 (新市街地整備、高台移転)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災区域外への移転による復興 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業 ・防災集団移転促進事業 ・一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業等 	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災における内陸、高台等への移転(東松島市、女川町等) ・新潟県中越地震における集落移転(長岡市) ・北海道南西沖地震における集落移転(奥尻町) ・東日本大震災における一団地の津波防災拠点市街地形成施設による新市街地形成(山元町等)

※津波、水害の場合には、市街地整備手法に加え、災害危険区域の指定等の土地利用規制と共に、安全な可住地整備のための根幹的な施設整備が関連事業として実施される場合が考えられる。移転復興の場合、移転元地の土地利用方針に基づいて土地利用を増進又は転換するための関連事業が実施される場合が考えられる。

(4) 分野別の復興まちづくりの方針

復興まちづくりの目標を実現するための、土地利用、市街地整備、道路交通、公園・緑地、防災に関する分野別方針を整理することが望ましい。

なお、分野別の復興まちづくりの方針は、被害想定と市町村での課題に応じて住環境や産業等を項目出しして整理することも考えられる。

○検討方法

- ・ 土地利用の方針は、市町村都市計画マスタープランや用途地域等を基本としつつ、被災した場合の復興パターンを検討して方針を整理する。
- ・ 市街地整備は、復興パターンをもとに事業手法の特徴を整理することが考えられる。
- ・ 道路交通の方針は、市町村都市計画マスタープランや道路整備計画をもとに整備方針を記載する。また、整備方針の中で、「復興まちづくりで検討する構想道路」を位置づけることが考えられる。
- ・ 公園・緑地の方針は、公園の配置の考え方や、防災機能、復興時のシンボル公園等について記載することが考えられる。
- ・ 防災については、実施方針での位置づけを踏まえて、防災施設に関する方針を整理しておくことが考えられる。

参考事例 分野別の復興まちづくりの検討

事例：東京都葛飾区の事例

方針として「復興まちづくりで検討する構想路線」を位置づけている。

凡 例	
	都市計画道路等幹線道路 (整備完了・事業中路線)
	都市計画道路 (未整備)
	復興まちづくりで検討する構想道路 (区内外及び区内の地域間相互の交通を分担) (区内の地区相互の連絡、主要施設へのアクセスを分担)
	鉄道
	駅前広場の整備・充実

事業中：現在工事中ほか、まだ工事は実施していないものの、既に、事業の実施について国土交通大臣の承認や東京都知事の認可などを取得している場合



出典：葛飾区都市計画マスタープラン

<https://www.city.katsushika.lg.jp/information/1000084/1030260/1006017/1006171.html>

(5) 復旧・復興期の流れの整理

復興まちづくりの方針を検討する際、復旧・復興期の流れを時系列で整理することが望ましい。

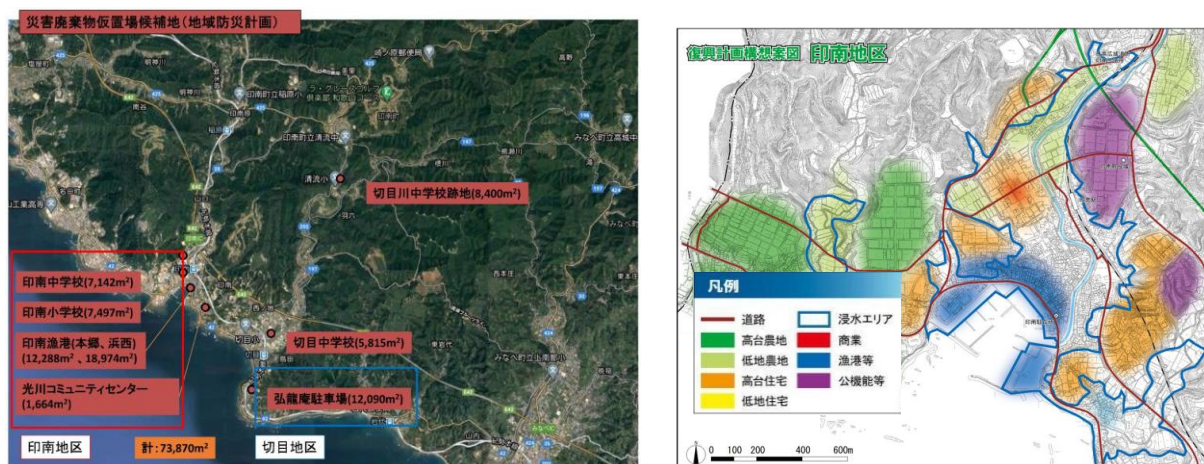
特に、復旧期は、応急仮設住宅やがれき置き場等の用地を確保することになるが、これらがその後の復興まちづくり事業の実施の阻害とならないよう、事前に調整しておくことが重要になる。

また、復興まちづくりの流れも工程表等に整理することで、復興に要する期間等が具体的に整理され、実現性や妥当性を評価することが可能になる。

参考事例 復旧から復興まちづくりに向けて必要となる検討事項

事例：和歌山県印南町の事例

印南町では、地形的条件もあり地域防災計画において、災害廃棄物仮置場候補地を明記している。この仮置場の位置も踏まえて、復興パターンと復興計画構想案図が検討されている。



出典：印南町事前復興計画概要版

<https://www.town.wakayama-inami.lg.jp/0000001461.html>

(6) 復興まちづくりの進め方

大規模災害により被災した場合、平時とはまちづくりの進め方が異なることから、地域防災計画での位置づけを確認した上で、復興まちづくりの進め方や住民との関わりについて検討し、事前復興まちづくり計画の実施方針に位置づけることが望ましい。

2-4 目標の実現に向けた課題の整理

検討した復興まちづくりの目標や実施方針に基づく復興まちづくりを実現するための課題を検証し整理する。

事前復興まちづくり計画の検討は、被災後に策定する復興まちづくり計画の作成のシミュレーションの実施と捉えることができる。

このため、復興まちづくりの具体的な目標や実施方針（復興パターン等）の検討を進めていくにしたがって被災後に直面することになる様々な課題が把握されることになる。

具体的には、復興まちづくりを早期かつ的確に実施するための復興体制・手順の検討が不十分であることや復興訓練・基礎データの整備が十分に実施されていないこと等の課題が明らかになることが考えられる。

こうした課題を被災前に把握し、解消可能な課題を予め解決していくことは、事前復興まちづくり計画検討の大きな意義の一つである。抽出された課題を整理し、解消可能か検証しておくことが重要である。

また、既に復興事前準備に着手し、本ガイドラインを参考に目標を設定しようとする市町村も、これまで検討してきた復興体制や手順等の課題を再度、検証することが望ましい。

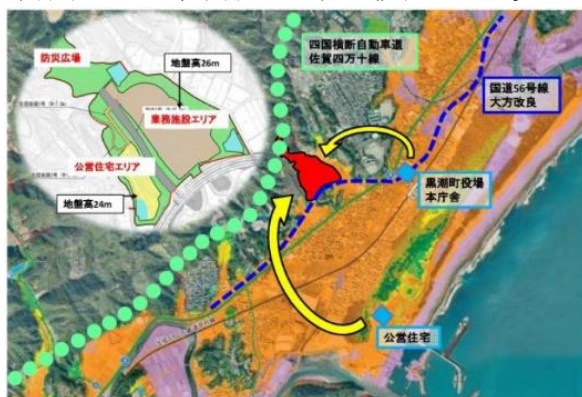
2-5 課題解決のための方策の整理

整理した課題を踏まえ、その課題を解決するための方策として、「事前に決めておくべき事項」と、「事前に実施すべき事項」を検討し、整理する。

課題の整理にあたっては、課題と対応策を「事前に決めておくべき事項」と、「事前に実施すべき事項」に区分しながら体系的に分類する方法が考えられる。対応策は、市町村の規模や財政状況も踏まえて実現可能性を検討する必要がある。（表 11 参照）

参考事例 津波浸水想定区域内に位置する庁舎を事前に高台移転（高知県黒潮町）

南海トラフの巨大地震及び巨大地震に伴う津波等の災害に対する防災対策・復旧復興拠点として町民の安全・安心を確保するため、高台へ庁舎が移転された。



出典：国土交通省四国地方整備局ホームページ 黒潮町災害に強いまちづくり計画（案）

<https://www.skr.mlit.go.jp/kensei/saigainituyoi/saigainituyoi.html>

表 11 目標の実現に向けた課題と、課題解決の方策の例

目標実現のための方策		目標の実現に向けた課題	課題解決に向けた方策等
事前に決めておくべき事項	復興まちづくりの方向性	<ul style="list-style-type: none"> 人口規模に見合った将来の中心市街地の位置や規模に関する検討が必要である。 被災後に守るべきと考える歴史・文化、景観について住民間で様々な考えがある。 今のまちで良いところ、快適なところ、未来に残したいこと等が共有できていない。 等	<ul style="list-style-type: none"> 被害想定をもとに、復興まちづくりの実施方針（復興パターン）を検討し、事前に考え方を整理。 平時から被災後に守るべき歴史・文化、景観を住民間で共有。 未来に残したいこと、更によくしたいこと等を住民間で共有。 等
	復興体制	<ul style="list-style-type: none"> 復興時の指示系統や庁内関係各課での役割分担、責任区分が明確になっていない。 被災後の住民との関わりに関する方針が決まっていない。 復興に際しての受援体制が決まっていない。 復興のためには国や都道府県の施設の計画と調整する必要がある。 等	<ul style="list-style-type: none"> 庁内の指示系統を含む復興体制の構築。 被災後の住民との復興まちづくりを考える体制の事前の構築。 復興期の受援体制を明確化。 事前の検討の段階から国や都道府県も検討体制に加わる。 等
	復興手順	<ul style="list-style-type: none"> 職員向けの復興手順に関するマニュアルや基準がない。 市町村と都道府県の役割分担が明確になっていない。 復興手順に関する庁内職員の理解度が低い。 住民の復興手順についての知識が十分でない。 等	<ul style="list-style-type: none"> 職員向けの復興手順に関するマニュアルや基準を作成。 都道府県との関係も含めた復興体制、復興手順を作成。 復興手順に関する庁内勉強会の開催。 住民向けの復興手順に関するリーフレットの作成。 等
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅や、がれき置き場が未定。 等	<ul style="list-style-type: none"> 仮設住宅用地の事前検討、がれき置き場の事前検討、広域調整。 等
事前に実施すべき事項	復興訓練	<ul style="list-style-type: none"> 職員の復興訓練を実施したことがない。 住民との復興事前準備に関する検討方法がわからない。 等	<ul style="list-style-type: none"> 職員向けの復興訓練（地方公共団体の職員向けの手順書の習熟、復興イメージトレーニング¹⁰⁾の実施。 住民との復興訓練の方法の検討・準備。 等
	基礎データ	<ul style="list-style-type: none"> 地籍調査が未実施の地区が多い。 データの更新が未実施。 等	<ul style="list-style-type: none"> 甚大な被害が想定される地区から地籍調査を実施。 基礎データの定期的な更新。 等
	防災・減災	<ul style="list-style-type: none"> ハザードエリア内に行政施設が立地し居住している人が多く、災害が発生した場合、被害が甚大となり復興に時間を要する。 等	<ul style="list-style-type: none"> 立地適正化計画と連携した居住地や都市機能の誘導。 住宅・公共施設の高台移転。 ハザードエリアの立地規制。 等

¹⁰⁾ 参照：復興まちづくりイメージトレーニングの手引き
https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_fr_000032.html

2-6 住民意見の反映

復興まちづくりの目標や実施方針は、様々な方法や機会を通じて住民意見を反映してとりまとめる。その内容を住民に周知し、行政と住民が復興まちづくりの目標や実施方針のイメージを共有することが望ましい。

復興まちづくりの目標や実施方針は、市町村職員と住民の間で共有し、双方がその内容を理解しておくことで、被災後に早期かつ的確な復興まちづくりを進められることが期待される。このため、計画をとりまとめる段階において、様々な方法や機会を通じて住民への情報提供を行うとともに、住民からの意見を聞き、適宜、計画に反映させ、また、とりまとめた内容を住民に周知することが望ましい。

「住民意見を反映し、周知する際の留意点」

計画としてとりまとめた内容は、住民への周知に努め、広く共有しておくことが大切である。

ただし、事前復興まちづくり計画の内容は、あくまでも一定の被害想定を前提として検討したものであり、被災後に検討する復興まちづくり計画の検討案（たたき台）としての役割を持つ。そのため、実際の復興まちづくりの内容とは必ずしも一致しないことに留意し、住民に共有することが望ましい。

住民へのわかりやすさを重視しつつも、復興まちづくりのイメージ図等を提示する際は、そのイメージが固定化されないよう、その計画がたたき台であることを強調し、被害想定との関係を含め住民から理解を得ておくことも重要である。

「検討プロセスにおける復興まちづくりのイメージの住民との共有の際の留意点」

復興まちづくりの目標や実施方針の内容を、住民と事前に共有することや計画の検討プロセスを通じて住民の復興に対する意識の向上を図ることにより、実際の被災後の復興まちづくり計画の検討が円滑に進むことが期待される。

こうした事前復興まちづくり計画の効果を重要視して検討を進める場合には、行政の考え方を住民に周知しつつ、住民と丁寧に意見交換し、意見を確認することが重要である。

この場合、目的は、行政と住民の双方の意見を互いに確認することが重要であるので、必ず合意しなければならないものではないことに留意する必要がある。

また、事前復興まちづくり計画の検討に先行して、復興時における住宅再建の住民意向をアンケート調査や復興訓練等により把握しておくことも考えられる。住民意向は生活環境の変化や年齢を重ね、家族構成が変わること等によって変化していくものであることから、きめ細かく意向を把握することが重要になってくる。平時から被害想定地区の人口、世帯や年齢の構成を鑑み、情報を更新するための調査を実施しておくことも大切である。

住民に対して事前復興まちづくり計画の検討内容を周知したり、意向調査を行う際には、市町村の議会に対しても適宜情報提供を行い、取組みに対する理解を得ておくことが重要である。

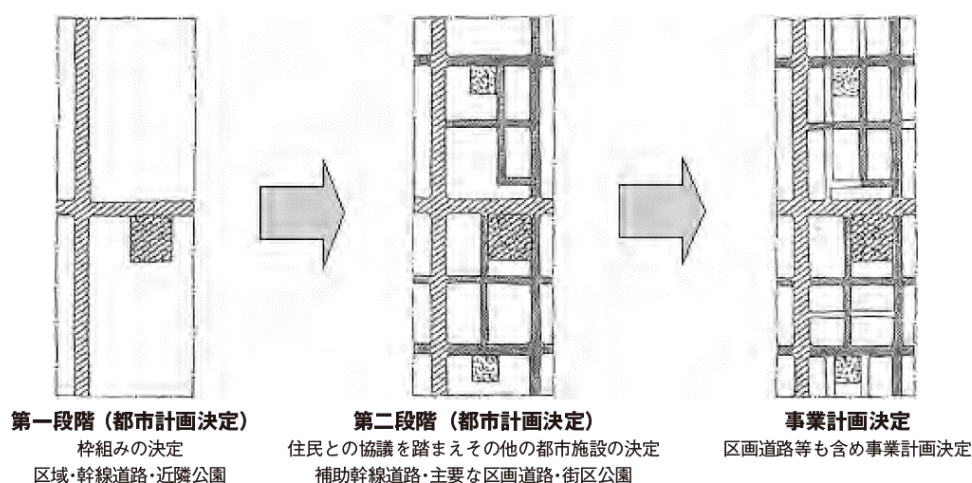
なお、他の法定計画等と連携して計画をとりまとめる場合には、その法定計画等に基づく手続きを踏まえて進めることになる。

参考事例 阪神・淡路大震災からの復興まちづくりにおける住民意見の反映（神戸市）

市街地復興事業の実施にあたっては、2ヶ月間の建築制限期間内に住民との合意形成が充分にできなかったことから、二段階の都市計画決定が実施された。第一段階では、建築制限期間内に事業区域及び主要な幹線道路等の都市計画決定のみを行った。

第二段階では、住民等の参加による住み良いまちづくりを推進することを目的として制定された「神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例」を援用して、住民等で構成される「まちづくり協議会」を立ち上げ、専門家を派遣し、地区まちづくり構想・計画を作成した。

この地区まちづくり構想・計画を上記の条例に基づく「まちづくり提案」として市長に提案することで、住民が主体となった復興まちづくりを実現した。



出典：伝える-阪神・淡路大震災の教訓-【監修】阪神・淡路大震災復興フォローアップ委員会

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk41/tsutaeru-kyoukun.html>

また、平成7年2月に被災市街地復興特別措置法が制定され、同法による被災市街地復興推進地域と都市計画事業の区域等が同時に都市計画決定された。

これにより、従来は事業計画決定後にしかできなかった事業用仮設住宅や仮設店舗の建設、用地買収に係る税制上の特例措置の適用が、前倒しで実施できるようになり、権利者の生活再建に向けた合意形成を後押しし、事業の早期推進につなげることができたと考えられる。

3 事前復興まちづくり計画策定後の実施事項

3-1 復興訓練の実施

**市町村職員の実務能力の習熟に向けて、策定した事前復興まちづくり計画をもとに、
具体の地区が被災した場合のケーススタディを復興訓練として実施する。さらに、住民
を含めた復興まちづくりに関するワークショップ等を実施し、個々の地区の課題や対応
を探り出す。**

事前復興まちづくり計画に位置づけた「復興まちづくりの目標・実施方針」を踏まえ、より具体の復興まちづくりの検討を進めるために、具体の地区が被災した場合のケーススタディを復興訓練¹¹として実施する。

具体的には、市町村職員の実務能力の向上を目的に、市町村職員を対象とした復興イメージトレーニング等を実施する。

次に、市町村職員の理解が深まった段階で、住民を含めた復興まちづくりに関するワークショップ等を開催し、個々の地区の課題や対応策を整理する。

この際、被災後の復興まちづくりの主体となる地元組織として、平時からまちづくり協議会の設立も念頭に個々の地区での課題や対応を探り出すことが望ましい。

ワークショップ等を実施する地区は、甚大な被害が想定される地区や、住民の復興まちづくりに関する意欲の高い地区等を対象とすることが考えられる。

なお、住民とのワークショップ等の検討結果は、必ずしも一つの方針として住民の合意を得る必要はないが、検討を通じて住民の考え方を確認しておくことは大切である。

このほか、復興訓練の実施にあたっては、デジタル技術を効果的に活用することも考えられる。具体的には、ワークショップ等をオンラインで開催し効率的に実施することや、3D都市モデル（PLATEAU¹²）を活用して被災状況や復興後のまちのイメージを作成し、住民等にわかりやすく提示することで、合意形成に向けた理解を得やすくする方法等が考えられる。

¹¹ 訓練については、復興事前準備ガイドライン P55～57 を参照

¹² 参照：PLATEAU とは、国土交通省が主導する 3D 都市モデル整備・活用・オープンデータ化プロジェクトのこと。<https://www.mlit.go.jp/plateau/>

3-2 地区別の復興まちづくりの方針のとりまとめ

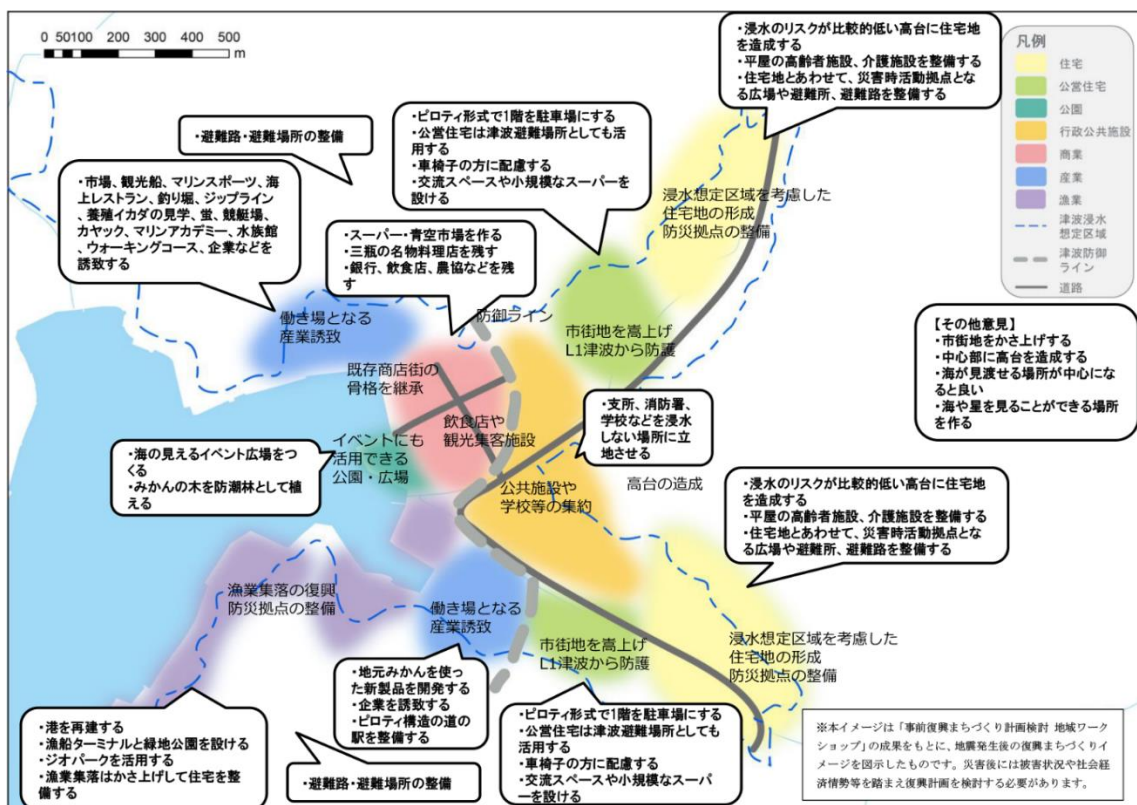
個別地区における復興訓練の結果を、住民と議論し地区別の復興まちづくりの実施方針としてとりまとめる。とりまとめた地区の復興まちづくりの実施方針は、事前復興まちづくり計画に位置づけたり、下位計画として位置づけることが考えられる。

「2-3 (1) 復興検討区域の抽出」で抽出された復興検討区域のうち、特に甚大な被害が想定され復興まちづくりの方針を検討する必要がある地区や、復興検討区域が市町村全域の場合は、その一部を対象として、復興訓練を実施して、「地区の復興まちづくり方針」としてとりまとめることも考えられる。この計画を、事前復興まちづくり計画の地区の復興まちづくりの方針として位置づけたり、下位計画として位置づけることが考えられる。

住民との意見交換を通じて、地区の復興まちづくりの実施方針について、明確な合意や共有に至らなくても、実際の復興時のスタートとなる考え方等を整理しておくことが早期の復興まちづくりの着手に向けて重要である。

なお、地域特性により、被災の前提となる災害タイプが異なる場合には、地区ごとにテーマを設定して復興まちづくり方針を検討することが望ましい。

参考事例 地区レベルの事前復興まちづくり計画の例（愛媛県西予市）



出典：西予市事前復興計画

https://www.city.seiyo.chime.jp/kakuka/soumu/kiki_kanri/13927.html

3-3 計画の点検・見直し

事前復興まちづくり計画策定後の復興訓練や、地区別の復興まちづくりの方針の検討の過程で把握された課題、事前復興まちづくり計画に位置づけた取組みの進捗状況のほか、社会情勢の変化等を踏まえ、事前復興まちづくり計画の点検・見直しを図る。

事前復興まちづくり計画は、いつどのような災害が発生するか正確に予測できない中で、被災規模や社会情勢等、様々な仮定のもとで検討するものである。

計画策定後の様々な状況の変化等を踏まえて、復興訓練の実施や計画に位置づけた取組みのフォローアップ等を行い、定期的に計画の点検・見直しを行い、計画検討にフィードバックすることが重要である。

具体的には、国や都道府県による被害想定の見直し、計画策定後の復興訓練や地区別の復興まちづくりの方針の検討において確認される新たな課題や、計画に位置づけた取組みの進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、計画の見直しが必要になることが考えられるため、こうした状況の変化に留意する必要がある。

第4章 法定計画等との連携の考え方

1 検討にあたって参考になる法定計画等の内容

事前復興まちづくり計画の検討にあたっては、法定計画等に位置づけられている内容を参考にすることが考えられる。

事前復興まちづくり計画の検討にあたり、法定計画等に位置づけられている内容を参考にすることで、効率的に検討を進めることが可能になる。

具体的には、準備段階における災害リスクの分析にあたっては、立地適正化計画の防災指針や津波防災地域づくり推進計画、防災都市づくり計画における災害リスク分析を参考にすることが考えられる。

また、計画の検討段階における復興まちづくりの目標や実施方針等の検討にあたっては、市町村都市計画マスタープランや、立地適正化計画における将来都市構造、国土強靱化地域計画における事前防災・減災に係る施策を参考にすることが考えられる。(図16参照)

なお、このように、法定計画等に位置づけられている内容と連携する場合は、その法定計画等の役割や内容を十分に考慮して、適切な情報を参考にしよう留意することが重要である。

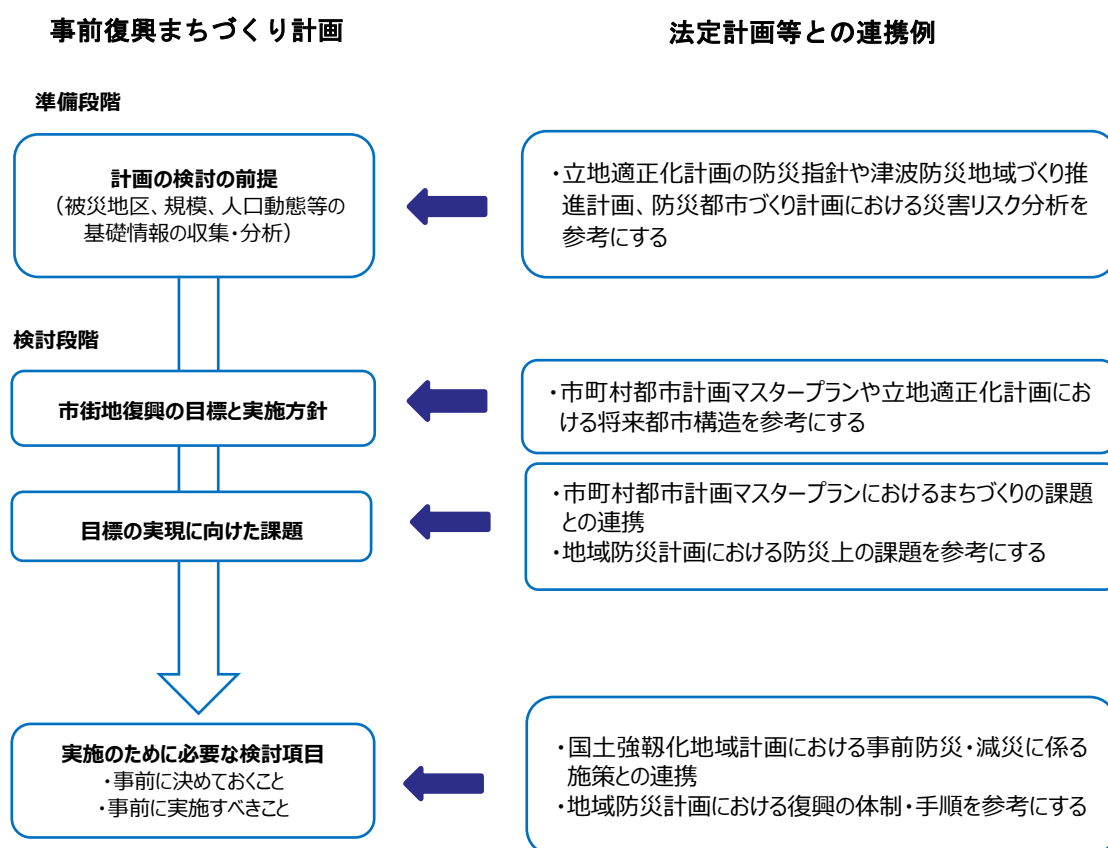


図16 事前復興まちづくり計画の内容と法定計画との連携例

2 事前復興まちづくり計画と法定計画等との整合性の確保

事前復興まちづくり計画に位置づける内容のうち、法定計画等と連携して施策を推進することが望ましいものは、法定計画等と整合を図る。

事前復興まちづくり計画は、大規模な災害が発生したことを想定し、復興まちづくりの目標・実施方針や、目標の実現に向けた課題とその対応策を整理するものである。

こうした事前復興まちづくり計画に位置づける内容のうち、法定計画等に位置づけられておらず、今後、連携して施策を推進することが望ましい内容は、法定計画等と整合を図ることが望ましい。

具体的には、目標の実現に向けた対応策として、既存の計画に位置づけられていない住宅・公共施設の高台移転や土地利用規制による移転の誘導等を事前復興まちづくり計画に位置づける場合等に、関係する計画と整合を図ることが考えられる。

法定計画等との整合性の確保にあたっては、その法定計画等の役割や内容を十分に考慮し、適切に整合性を図る必要があるため、事前復興まちづくり計画の検討段階から関係部局と調整することが重要である。

参考事例 災害に強いまちづくり計画（改訂案）地域モデル 徳島県美波町

美波町では、事前復興まちづくり計画として検討が進められた次の内容が、美波町国土強靱化地域計画（平成29年2月・令和4年3月）における高台移転整備構想のリーディングプロジェクトのひとつとして位置づけられ、事前防災・減災対策が進められている。

- 住まいの高台への移転（由岐湾内地区）
- 役場機能の津波浸水想定区域外への移転
- 高台での防災公園整備（日和佐地区）

■ 日和佐地区での高台整備構想



出典：美波町ホームページ 高台整備事業の概要
<https://www.town.minami.lg.jp/docs/794.html>

「市町村都市計画マスタープランとの連携」

市町村都市計画マスタープランは、都市及び各地域の将来の市街地像を示す計画である。都市計画運用指針では、「市町村の判断で、各種の社会的課題（復興まちづくりの事前の準備等）への都市計画としての対応についての考え方を、必要な関係部局と調整を図ったうえで、記述することも考えられる。」としている。

このため、復興まちづくりの目標や実施方針の検討にあたって市町村都市計画マスタープランを参考にすのほか、必要に応じて、事前復興まちづくり計画としてとりまとめられる目標等を市町村都市計画マスタープランに位置づけることも考えられる。

「立地適正化計画との連携」

立地適正化計画は、目指す都市の将来像の実現に向けて、誘導区域を定め、居住機能や都市機能の誘導を図る計画である。

事前復興まちづくり計画としてとりまとめる内容のうち、復興まちづくりの目標や実施方針は、立地適正化計画の内容と整合を図ることが考えられる。

具体的には、事前復興まちづくり計画において検討した大規模災害発生後に目指す都市構造等を踏まえ、市街地が拡大しないよう留意しつつ通常の誘導区域等に加え、大規模災害を想定した誘導の方針を立地適正化計画に位置づけることで、平時から緩やかに居住地や都市機能の移転を促すことが考えられる。

参考事例 都市計画堀切二丁目周辺及び四丁目地区防災街区整備地区計画（東京都葛飾区）

堀切二丁目周辺及び四丁目地区防災街区整備地区では、大きな被害を受けた市街地等での復興まちづくりの手法として、葛飾区都市計画マスタープランにおいて、「基盤整備型復興地区（面的な市街地整備等により復興を検討する地区）」が位置づけられている。本地区計画では、都市計画マスタープランでの位置づけを踏まえて権利者の理解のもと地区計画の方針に基盤整備型の復興を行うことを位置づけている。

■ 都市計画堀切二丁目周辺及び四丁目地区防災街区整備地区計画

名称	堀切二丁目周辺及び四丁目地区防災街区整備地区計画
位置※	葛飾区堀切一丁目、堀切二丁目、堀切三丁目及び堀切四丁目各区内
面積※	約68.5ha
防災街区整備地区計画の目標	本地区は、基盤整備が充分でないまま形成された住商工が混在する市街地であり、「東京都防災都市づくり推進計画」では整備地域に指定されている。また、「葛飾区都市計画マスタープラン」では、地区中心部にあたる堀切菖蒲園駅周辺は「地元商店街の活性化をはじめとする商業・サービス機能の強化、堀切菖蒲園と連携した観光機能の強化を進める地域拠点型商業・業務地域」、地区南西部は「道路等の基盤整備、建物の不燃化等による防災性の向上と住環境の改善を図る複合型住宅地域」、地区北部及び南東部は「地区計画等の活用、共同化・協調建て替えの誘導等による老朽建物の建て替え促進や細街路の拡幅整備、有効なオープンスペースや広場の確保に努め、住工調和のコミュニティに配慮した市街地環境の改善と防災性の向上を図る住工調和型地域」、堀切菖蒲園駅から堀切菖蒲園にかけての地区南部が「景観に配慮したまちづくりを推進する地区」として位置づけられている。さらに、地区全体が震災復興まちづくり方針における「基盤整備型復興地区」として位置づけられており、震災に備えたまちづくりに事前から取り組むことで、『 <u>下町特有の風情の継承と防災性の向上の両立に留意しながら、住まいの更新を進め、堀切に住みたい人が住み続けられるエリア</u> 』の実現を目指す。 本地区においては、防災面での問題、駅前としての地域の顔づくりの問題、住民の高齢化の問題などを抱えており、今後、京成本線荒川橋梁架替事業による地区環境の変化や現在の良好な住環境や下町風情を感じる街並みの変化も予想される。そこで、本地区の水路跡や路地等で構成される既存の骨格が形成する街路空間や街並みの魅力を活かしながら、京成本線荒川橋梁架替事業と連携した主要な生活道路の整備、避難ルートの確保、建物不燃化の促進などを進める。

出典：葛飾区ホームページ 堀切二丁目周辺及び四丁目地区防災街区整備地区計画 計画書

<https://www.city.katsushika.lg.jp/planning/1003609/1003632/1010808.html>

第5章 都道府県による市町村への支援

1 都道府県による市町村への支援の重要性

都道府県は、大規模災害が発生した場合、復興の基本方針の策定や、市町村の復興まちづくりのサポート等、重要な役割を担うことが想定される。

東日本大震災からの復興まちづくりでは、県が先行して復興基本方針を示し、それを受けて市町村による復興まちづくりの本格的な検討が進められた。また、実際の復興まちづくりの実施にあたっては、様々な場面で、県が市町村を支援した。(表 12 参照)

平成 25 年 6 月に公布された大規模災害復興法では、特定大規模災害を受けた都道府県の知事は、政府の復興基本方針に即して、都道府県の復興方針を定めることができるとされ、市町村は復興基本方針に即して復興計画を定めることができるとされている。

さらに、令和 4 年度取組状況調査において、都道府県による市町村への復興事前準備の取組みの働きかけの状況と市町村の着手率を見ると、管内市町村を支援している都道府県では、支援していない都道府県と比べて、復興事前準備の市町村の着手率がより高くなっている。(表 13 参照) 都道府県は、市町村による事前復興まちづくり計画の検討がより一層効果的に進められるように、様々な支援をすることが期待される。

特に、小規模の市町村ではまちづくり関係の職員の不足や、市街地整備事業の経験不足等が想定されるため、都道府県の支援が必要である。

表 12 東日本大震災時の県による復興指針

県による復興方針	策定年月
宮城県震災復興基本方針	2011 年 4 月 11 日
岩手県東日本大地震津波からの復興に向けた基本方針	2011 年 4 月 11 日
福島県復興ビジョン	2011 年 8 月 11 日

表 13 令和 4 年度取組状況調査

都道府県による市町村への復興事前準備の取組みの働きかけの状況と市町村の着手率

			都道府県数	市町村数	復興事前準備の市町村の着手率
都道府県による市町村への復興事前準備の取組に関する働きかけ	あり	市町村に対して準備を促すべく様々な支援をしている	11	432	74%
		市町村に対して準備を促しているが特段の支援まではしていない	9	248	72%
	なし	今後市町村に対して促していく予定である	8	231	60%
		特段市町村への働きかけはしていない	19	877	59%

2 都道府県による市町村の計画検討に対する取組支援

都道府県は、市町村の事前復興まちづくり計画の検討の促進に資する情報提供や人的支援等を行う等、市町村の事前復興まちづくり計画の検討を主体的に支援することが望ましい。

都道府県は、市町村の事前復興まちづくり計画の検討を促進するため、技術的な情報提供や人的支援等の様々な支援を主体的に実施することが望ましい。

具体的には、技術的な情報提供として、市町村の事前復興まちづくり計画の検討のためのガイドラインの策定や、計画検討の際に参考となる被害想定や都道府県の復興指針案の策定等が考えられる。また、人的支援として、計画検討を支援する都道府県の体制構築や、市町村職員の育成に資する講習会や復興訓練の開催、市町村の計画策定を促進するための連絡会議の開催等が考えられる。このほか、市町村の計画検討に要する経費に対する財政支援を行うことも考えられる。

また、市町村が具体的な復興まちづくりの目標や実施方針を検討する際、都道府県が管理する公共施設の復旧・復興方針と整合を図ることも考えられるため、都道府県は、市町村の検討体制に加わることも考えられる。このほか、都道府県は、近隣市町村で重複する公共施設等がある場合に、効率的な施設整備を調整したり、複数の市町村が共同で計画を検討する場合に支援すること等も考えられる。

都道府県による支援にあたっては、「復興事前準備の主流化に向けた取組事例集（令和4年12月）」¹³における都道府県による復興事前準備の取組事例も参考になる。

参考事例 都道府県による市町村への支援例

ア. ガイドラインの策定等による技術的支援

ア-1. 市町村による”被災後の”復興計画策定や、復興まちづくり事業の実施に向けた手順に関するガイドライン作成等による技術的情報提供

ア-2. 市町村による”被災前の復興事前準備”に関するガイドライン作成等による技術的情報提供

イ. 災害発生時に策定する復興計画の指針となる都道府県の復興基本方針や復興計画の事前作成

ウ. 市町村職員向け復興訓練の機会提供等による人材育成に関する支援

エ. 講習会等の開催による情報提供

オ. 事前復興まちづくり計画検討の取組みに係る経費の支援

カ. 事前復興まちづくり計画の検討を支援する都道府県体制の構築

キ. 大規模災害に関する被害想定の実施と情報提供

¹³ 参照：復興事前準備の主流化に向けた取組事例集 https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_fr_000064.html

第6章 事前復興まちづくり計画に関する国の支援

1 計画策定に対する技術的支援

都道府県や市町村は、事前復興まちづくり計画の検討にあたり、国が策定するガイドラインや事例集等を参考にすのほか、「復旧・復興まちづくりサポーター制度」を活用し、復興まちづくりに関する経験を有するサポーターによる支援を受けることが可能となっている。

国では、復興まちづくりのための事前準備について、ノウハウを伝授できる地方公共団体の職員・OBを「復旧・復興まちづくりサポーター（以下「サポーター」という。）」として登録し、地方公共団体を支援する「復旧・復興まちづくりサポーター制度（以下「サポーター制度」という。）」を令和2年度に創設している。

あわせて、サポーター制度を活用して自らの対応力を高めたい、相互の情報交換等を通じて全国的に取組みを波及する一助となりたいと考える地方公共団体を「パートナー都市」として登録し、パートナー都市からの相談内容を踏まえて国がサポーターを紹介し、サポーターから必要な助言等を行っている。

また、国では、令和5年度より「事前復興まちづくり計画検討ワーキンググループ¹⁴」を開始しており、ワーキンググループにおいて、計画策定にあたっての課題の共有・議論、事前復興まちづくりを推進するための方策の検討等を行うことにより、地方公共団体へのフォローや事前復興まちづくりの取組みの推進に向けた施策検討を行っている。（図17参照）

事前復興まちづくり計画の策定について課題を抱える地方公共団体においては、サポーター制度の活用やワーキンググループへの参加を通じて、課題解決を図りながら計画検討を行うことが期待できる。



図17 復旧・復興まちづくりサポーター制度

¹⁴ サポーター制度のワーキンググループとして設置

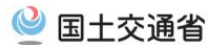
2 計画策定に関する財政的支援

都道府県や市町村は、事前復興まちづくり計画の検討にあたり、都市防災総合推進事業（防災・安全交付金）による計画策定に対する財政的支援を受けることが可能となっている。

都市防災総合推進事業（防災・安全交付金）において、事前復興まちづくり計画策定に対する財政的支援を行っている（図 18 参照）。

また、令和 5 年度より、都市再生整備計画事業（防災・安全交付金）において、事前復興まちづくり計画等に位置づけられた防災拠点形成への支援を行っている（図 19 参照）。

都市防災総合推進事業の概要



避難地・避難路等の公共施設整備や避難場所の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」（防災・安全交付金の基幹事業）により支援

○ 都市防災総合推進事業の概要 事業主体：市町村、都道府県 等			○ 地区要件		
事業メニュー	主な交付対象施設等	国費率	施行地区	<事業メニュー① ③～⑤> 災害の危険性が高い区域（浸水想定区域、土砂/津波/火山災害警戒区域（地域）等）を含む市街地、大規模地震発生の可能性の高い地域※3、重点密集市街地を含む市、DID地区 <事業メニュー⑥> 大規模地震発生の可能性の高い地域※3、重点密集市街地を含む市、DID地区、三大都市圏既成市街地、政令市、道府県庁所在市 <事業メニュー⑦> 重点密集市街地 <事業メニュー⑧> 激甚災害による被災地 等 事前復興まちづくり計画に基づく事業を実施する市町村※4	
①災害危険度判定調査	・各種災害に対する危険度判定調査	1/3※1			
②盛土による災害防止のための調査	・盛土等に伴う災害の発生恐れがある区域の把握及び既存の危険な盛土の把握のために必要な調査	1/3 (R6年度まで1/2)			
③住民等のまちづくり活動支援	・住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会活動助成	1/3※1			
④事前復興まちづくり計画策定支援	・事前復興まちづくり計画策定	1/3			
⑤地区公共施設等整備	・地区公共施設(避難路、避難地(避難地に設置する防災施設を含む))	用地 1/3 工事 1/2 ※1※2			
	・地区緊急避難施設(指定緊急避難場所(津波避難タワー等)、避難場所の機能強化(防災備蓄倉庫、非常用発電施設、感染症対策に資する設備等))	用地 1/3 工事 1/2 ※1※2			
⑥都市防災不燃化促進	・耐火建築物等の建築への助成	調査 1/3 工事 1/2※1			
⑦木造老朽建築物除却事業	・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成	※1			
⑧被災地における復興まちづくり総合支援事業	・復興まちづくり計画策定 ・地区公共施設、地区緊急避難施設	1/2			
	・高質空間形成施設 ・復興まちづくり支援施設	1/3※1			

※ 3：地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

※ 4：地域防災計画や市町村マスタープラン等の上位計画に記述された事前復興の取組内容を踏まえた事前復興まちづくり計画を策定しており、当該計画に基づく事業を実施する市町村



津波避難タワー



避難地(高台)



防災備蓄倉庫



避難場所に向かう避難路



避難地(防災公園・延焼防止)



沿道建築物の不燃化

図 18 都市防災総合推進事業における支援内容（令和 5 年度版）

出典：国土交通省ホームページ 都市防災総合推進事業（防災・安全交付金）の概要（R5 年度）

https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000008.html

都市再生整備計画事業（防災・安全交付金）

○災害の発生が想定される地域において、事前復興まちづくり計画等に基づき市町村等が行う防災拠点の形成を総合的に支援し、地域の防災性の向上を図ることを目的とする事業。

交付対象：市町村、市町村都市再生協議会

交付率：40%（歴史的風致維持向上計画関連や脱炭素先行地域関連等、国の重要施策に適合するものについては交付率を45%に引き上げ）

対象事業

○市町村が作成する都市の再生に必要な公共施設等の整備等に関する計画（都市再生整備計画）に基づき実施される以下の事業等

【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

※施行地区要件②では、一部の基幹事業を除く。



施行地区 ○次のいずれかの要件に該当する地区

【要件①：防災拠点の形成によるコンパクトなまちづくりの推進】

○市町村において、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、以下の全てを満たす区域（都市再生整備計画に防災拠点整備方針を記載）

・事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域※1

・以下のいずれかの区域

- (1) 市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※2から半径1kmの範囲内 又は バス・軌道の停留所・停車場※2から半径500mの範囲内の区域
- (2) 市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域

※2 ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。

ーただし、令和6年度末までに国に提出される都市再生整備計画に基づく事業に限り、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表していても、(1)の区域において実施可能ー立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由等(①市街化区域内の人口密度が40人/ha以上あり、当該人口密度が統計上今後とも概ね維持される、②都市計画区域に対する市街化区域の割合が20%以下等)により立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村を含む。

【要件②：都市計画区域外における防災拠点の形成】

○地方公共団体において、以下の全てを満たす区域（都市再生整備計画に防災拠点整備方針を記載）

・事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域※1

・都市再生整備計画に当該市町村における都市のコンパクト化の方針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域

※1 令和6年度末までに事前復興まちづくり計画等の防災拠点の位置付けが確定と見込まれる場合、実施可能。

図 19 都市再生整備計画事業（防災・安全交付金）における支援内容（令和5年度版）

出典：国土交通省ホームページ 都市再生整備計画事業（防災・安全交付金）の概要

https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000012.html